

# 建築士法等の一部を改正する法律案について

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、設計・工事監理業務の適正化、建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた  
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

## 1. 建築士の資質、能力の向上

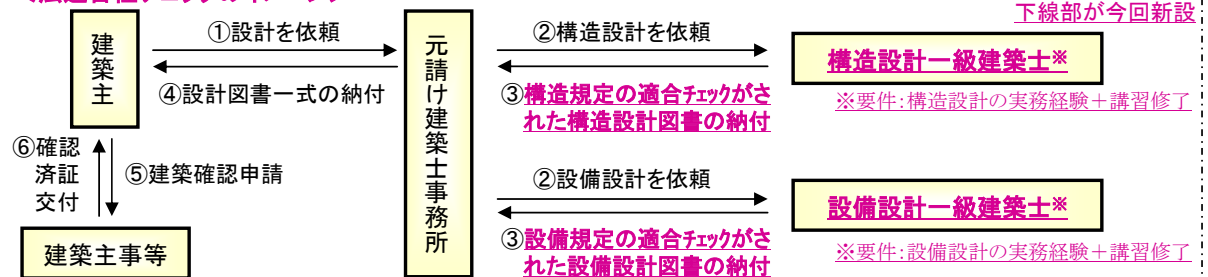
- ◆ 建築士に対する定期講習の受講義務付け(講習の実施にあたり、講習機関の登録制度を創設)
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し(学歴要件、実務経験要件の適正化)

## 2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

- ◆ 一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け

(法適合チェックがされていない場合の確認申請書の受理禁止等【建築基準法の改正】)

<法適合性チェックのイメージ>



- ◆ 小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略見直し(専門能力を有する建築士が設計した場合のみ省略)

## 3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化(実務経験等の要件付加)
- ◆ 設計・工事監理契約締結前に管理建築士等による重要事項説明及び書面交付の義務付け  
(工事監理の方法、報酬額、設計又は工事監理を担当する建築士の氏名等)
- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の建築設計等について、一括再委託を全面的に禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧、顔写真入り携帯用免許証の交付  
(建築士、建築士事務所の登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設)

## 4. 団体による自律的な監督体制の確立

- ◆ 建築士事務所協会等の法定化及び協会による苦情解決業務の実施等
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

## 5. 建設工事の施工の適正化【建設業法の改正】

- ◆ 分譲マンションなど発注者とエンドユーザーが異なる一定の工事について、一括下請負を全面的に禁止
- ◆ 資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を学校・病院等の重要な民間工事に拡大  
(現在は公共工事のみ)

## 建築士法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 建築士法の一部改正

#### 一 建築士名簿の閲覧

国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならないものとする事。

（第六条関係）

#### 二 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等

1 次のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができるものとする事。

イ 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者（2のイ及び四の2において「登録講習機関」という。）が行う講習の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

ロ 国土交通大臣が、構造設計に関しイに掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認めらる一級建築士

2 次のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができるものとする。

イ 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

ロ 国土交通大臣が、設備設計に関しイに掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認め一級建築士

3 国土交通大臣は、1又は2による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならないものとする。 (第十条の二関係)

三 中央指定登録機関及び都道府県指定登録機関による建築士の登録等の実施

1 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定登録機関」という。）に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

2 中央指定登録機関の指定の基準、登録等事務規程、指定の取消し等に関し所要の規定を設けるもの

とすること。

3 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を行わせることができるものとすること。

4 中央指定登録機関の指定の基準、登録等事務規程、指定の取消し等に関する所要の規定は、都道府県指定登録機関について準用するものとすること。  
（第十条の四から第十条の二十一まで関係）

四 構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録等

1 二の一のイの登録は、講習の区分ごとに、講習事務を行おうとする者の申請により行うものとする  
こと。

2 登録講習機関の欠格条項、登録基準、講習事務規程、登録の取消し等に関し所要の規定を設けるものとする  
こと。  
（第十条の二十二から第十条の三十八まで関係）

五 一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直し

一級建築士試験の受験資格者を大学等において建築に関する一定の科目を修めて卒業した者であつて

、その卒業後建築に関する一定の実務の経験を二年以上有する者とする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うものとする。

(第十四条及び第十五条関係)

## 六 構造設計及び設備設計に関する特例

### 1 構造設計一級建築士による構造関係規定への適合性の確認の実施等

イ 構造設計一級建築士は、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造の建築物等、一定の規模の建築物の構造設計を行った場合においては、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならないものとする。

ロ 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、イの建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に基づく構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないものとする。

ハ 構造設計一級建築士は、ロにより確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨

を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならないものとする。

二 構造設計一級建築士は、ロにより確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、構造設計一級建築士証を提示しなければならないものとする。

## 2 設備設計一級建築士による設備関係規定への適合性の確認の実施等

イ 設備設計一級建築士は、階数が三以上で床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物の設備設計を行った場合においては、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならないものとする。

ロ 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、イの建築物の設計を行った場合においては、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法に基づく設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないものとする。

ハ 設備設計一級建築士は、ロにより確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨

を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならないものとする。

二 設備設計一級建築士は、ロにより確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、設備設計一級建築士証を提示しなければならないものとする。 (第二十条の二及び第二十条の三関係)

七 建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け

1 建築士（建築士事務所に属するものに限る。）、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、一定の期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受けなければならないものとする。

2 1の登録は、講習の区分ごとに、講習事務を行おうとする者の申請により行うものとする。

3 四の2の登録講習機関の欠格条項、登録基準、講習事務規程、登録の取消し等に関する所要の規定は、1の登録を受けた者について準用するものとする。

(第二十二條の二及び第二十二條の三関係)

八 建築士会及び建築士会連合会による研修の実施

建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならないものとする。

(第二十二条の四関係)

## 九 管理建築士の要件強化

1 管理建築士は、建築士として三年以上の設計等の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないものとする。

2 1の登録は、講習の区分ごとに、講習事務を行おうとする者の申請により行うものとする。

3 四の2の登録講習機関の欠格条項、登録基準、講習事務規程、登録の取消し等に関する所要の規定は、1の登録を受けた者について準用するものとする。(第二十四条及び第二十六条の五関係)

## 十 設計又は工事監理業務の再委託の制限

1 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならないものとする。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理(



多数の者が利用する一定の建築物であつて一定の規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならないものとする。

（第二十四条の三関係）

十一 管理建築士等による設計受託契約等に関する重要事項の説明の実施

1 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理を受託する契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する重要事項について、当該事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならないものとする。

2 管理建築士等は、1の説明をするときは、当該建築主に対し、免許証を提示しなければならないものとする。

（第二十四条の七関係）

十二 指定事務所登録機関による建築士事務所の登録等の実施

1 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務を行わせることができるものとする。

と。

2 中央指定登録機関の指定の基準、登録等事務規程、指定の取消し等に関する所要の規定は、指定事務所登録機関について準用するものとする事。

(第二十六条の三関係)

### 十三 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会に関する制度の整備

1 その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬものとする事。

2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬものとする事。

3 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、その目的を達成するため、建築士事務所の業務に関する建築士事務所の開設者に対する指導・勧告等、建築士事務所の業務に対する建築主等からの苦情の解決、建築士事務所の開設者及び建築士事務所に属する建築士に対する研修等の業務を行うも

のとする事。

4 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならないものとする事。

5 建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、当該建築士事務所の開設者に対し苦情の内容を通知して迅速な処理を求めなければならない事等とする事。  
(第二十七条の二から第二十七条の五まで関係)

十四 罰則に関し所要の改正を行うものとする事。

十五 その他所要の改正を行うものとする事。

## 第二 建築基準法の一部改正

一 一定の構造設計又は設備設計によらない工事の禁止等

1 第一の六の1のイ又は第一の六の2のイの建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計若しくは当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計又は設備設計

一級建築士の設備設計若しくは当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができないものとする。

2 建築主事は、建築物の計画が次のいずれかに該当するときは、当該建築物に係る確認の申請書を受理することができないものとする。

イ 第一の六の1のイ又は第一の六の2のイに違反するとき

ロ 構造設計一級建築士以外の一級建築士が第一の六の1のイの建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき

ハ 設備設計一級建築士以外の一級建築士が第一の六の2のイの建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき  
(第五条の四及び第六条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 建設業法の一部改正

一 一定の民間工事における一括下請負の禁止

建設業者が請け負った建設工事が、多数の者が利用する一定の施設又は工作物に関する重要な建設工事以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括下請負を禁止しないものとする事。 (第二十二條關係)

二 工事監理に関する報告

請負人は、その請け負った建設工事の施工について工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおり実施するよう求められた場合において、これに従わないときは、直ちに、注文者に対して、その旨及び建築士の求めに従わない理由を報告しなければならないものとする事。 (第二十三條の二關係)

三 建設工事紛争審査会における紛争解決制度の充実

1 建設工事紛争審査会は、あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることが出来るものとするほか、あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あ

っせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなすものとする。

2 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるものとする。

イ 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

ロ イに規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を

図る旨の合意があること。  
(第二十五条の十五から第二十五条の十七まで関係)

#### 四 監理技術者資格者証の携帯が必要な工事の範囲の拡大等

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する一定の重要な建設工事について、工事現場ごとに専任の者でなければならぬ監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから選任しなければならぬものとする。

(第二十六条関係)

#### 五 営業に関する図書の保存の義務付け

建設業者は、その営業所ごとに、その営業に関する一定の図書を保存しなければならないものとする  
こと。  
(第四十条の三関係)

#### 第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める  
日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとする。  
(附則第二条から第八条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。  
(附則第九条から第十三条まで関係)

## 建築士法等の一部を改正する法律

### (建築士法の一部改正)

第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「免許」を「免許等」に、「第二十二條」を「第二十二條の三」に、「第四章の二」を「第五章」に、「第二十二條の二」を「第二十二條の四」に、「第五章 建築士事務所」を「第六章 建築士事務所」に、「第五章の二」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第三十四條」を「第三十三條」に、「第七章」を「第九章」に、「第三十四條の二―第三十四條の五」を「第三十四條―第三十七條」に、「第八章」を「第十章」に、「第三十五條―第三十八條」を「第三十八條―第四十五條」に改める。

第二条第二項及び第三項中「用いて」の下に「、建築物に関し」を加え、「工事監理」を「工事監理その他」に改め、同条第四項中「工事監理その他」に改め、同条第五項中「建築工事」を「建築工事の」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「（昭和二十五年法律第二百一号）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。



6 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの（以下「構造設計図書」という。）の設計を、「設備設計」とは建築設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。）の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの（以下「設備設計図書」という。）の設計をいう。

第二章の章名を次のように改める。

## 第二章 免許等

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

第五条に次の一項を加える。

5 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第五条の二第一項中「免許証」を「一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

第十条の二第一項中「登録」を「並びに登録」に、「並びに免許証の」を「構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付、」に改め、同条第二項中「免許証の交付」を「一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付」に改め、同条を第十条の三とし、同条の次に次の三十五条を加える。

(中央指定登録機関の指定)

第十条の四 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定登録機関」という。）に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務（以下「一級建築士登録等事務」という。）を行わせることができる。

2 中央指定登録機関の指定は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第十条の五 国土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に関する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士登録等事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士登録等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士

登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

第十条の六 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、中央指定登録機関の名称及び住所、一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士登録等事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定登録機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。  
(役員の選任及び解任)

第十条の七 中央指定登録機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十条の九第一項に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきこと

を命ずることができらる。

(秘密保持義務等)

第十条の八 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、一級建築士登録等事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第十条の九 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の開始前に、一級建築士登録等事務に關する規程(以下この章において「登録等事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 一級建築士登録等事務の実施の方法その他の登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施

上不適當となつたと認めるときは、中央指定登録機関に対し、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十条の十 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十条の十一 中央指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十条の十二 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要がある

と認めるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第十条の十三 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、中央指定登録機関に対し一級建築士登録等事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定登録機関の事務所に立ち入り、一級建築士登録等事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(照会)

第十条の十四 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の適正な実施のため必要な事項について、国土交通大臣に照会することができる。この場合において、国土交通大臣は、中央指定登録機関に対して



、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(一級建築士登録等事務の休廃止等)

第十条の十五 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。  
(指定の取消し等)

第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

- 二 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。
- 三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。
- 四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行ったとき。
- 五 その役員が一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。  
(国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等)  
第十条の十七 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。
- 2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、一級建築士登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 一 第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により一級建築士登録等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。

3 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士登録等事務を行い、又は同項の規定により行つていない一級建築士登録等事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣が、第二項の規定により一級建築士登録等事務を行うこととし、第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(審査請求)

第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等)

- 第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項、第三項及び第五項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の二の規定の適用については、これらの規定(第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の二第一項各号及び第二項第二号を除く。)中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関(第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。
- 2 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を中央指定登録機関に納付しなければなら  
ない。

- 3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第五項及び第十条の二第五項の規定並びに前項の規定

により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

(都道府県指定登録機関)

第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定登録機関」という。)に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行わせることができる。

2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、「登録等事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十条の二十第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等登録事務(第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。)」の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録

事務」と、第十条の七第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と読み替えるものとする。

(都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の二十一 都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第五条第二項及び第三項、第五条の二第一項並びに第六条の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項及び第五条の二第一項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関（第十条の二十一第一項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えた」とあるのは「一級建築士の免許を与え、又は前項の規定により二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録をした」と、同項、同条第三項及び第五条の二第一項中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。

2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の書換え交付若しくは再交

付に係る手数料を徴収する場合には、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

（構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録）

第十条の二十二 第十条の二第一項第一号の登録（第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務（以下この章において「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

五 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十条の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築



物の建築工事の請負を行う者（以下この号において「建築関連事業者」という。）でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の過半数を有するものであること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

(登録の公示等)

第十条の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、前条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、

その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条の二十二から第十条の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十条の二十七 登録講習機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録講習機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。）  
、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録講習機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十条の二十三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録講習機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務の実施に係る義務)

第十条の二十八 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第十条の二十九 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この章において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習事務の実施の方法、講習事務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の三十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の備付け等）

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交

通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

第十条の三十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十条の三十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十八の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第十条の三十四 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し講習事務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは

関係者に質問させることができる。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(講習事務の休廃止等)

第十条の三十五 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国

土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により講習事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第十条の三十六 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十三各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の二十五第二項、第十条の二十七第二項、第十条の三十第一項、第十条の三十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十条の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十条の三十二又は第十条の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第十条の三十七 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。



一 登録を受ける者がいないとき。

二 第十条の三十五第一項の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行い、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第十条の三十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う講習(別表第一(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認め一級建築士

2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習(別表第一(二)の

項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認め一級建築士

3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備設計一級建築士」という。)は、第九条第一項又は前条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第十一条を次のように改める。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に關して必要な事項並びに第十条の二第一項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機関その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 この章に規定するもののほか、二級建築士及び木造建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、二級建築士免許証及び木造建築士免許証並びに二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他二級建築士及び木造建築士の免許に關して必要な事項は、都道府県の規則で定める。

第十三条の二第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

第十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「正規の建築又は土木に關する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に關する科目」に、「後、建築に關して二年以上の実務の経験を」を「者であつて、その卒業後建築に關する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実

務」という。)の経験を二年以上」に改め、同条第四号中「前各号」の下に「に掲げる者」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「四年以上の実務の経験を」を「設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号に該当する者を除き、」を削り、「正規の建築又は土木に関する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」に、「後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者(前号に掲げる者を除く。)」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の二中「短期大学」の下に「(修業年限が三年であるものに限る。)」を加え、「正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者」に、「もの」を「課程を修めて卒業した者」に、「を修めて卒業した後、建築に関して」を「であつて、その卒業後建築実務の経験を」に改め、「の実務の経験を」を削り、同号を同条第二号とする。

第十五条第一号中「正規の建築に関する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」に改め、「又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者」を削り、同条第二号中「正規の建築又は土木に関する課程」を「国土交通大臣の

指定する建築に関する科目」に、「後、建築に関して三年以上の実務の経験を」を「者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号に掲げる者」に改め、同条第四号中「建築に関して」を「建築実務の経験を」に改め、「の実務の経験を」を削る。

第十五条の二第二項中「、一を限り」を削り、同条第四項を削る。

第十五条の三から第十五条の五までを削る。

第十五条の六第二項ただし書中「数は、」の下に「同項の」を加え、同条第四項を削り、同条を第十五条の三とする。

第十五条の七の見出しを「（不正行為の禁止）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条を第十五条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第十五条の五 第十条の五から第十条の十三まで及び第十条の十五から第十条の十八までの規定は、中央指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号及び第二

項第四号並びに第十条の七第一項を除く。)中「一級建築士登録等事務」とあるのは「一級建築士試験事務」と、「役員」とあるのは「役員(第十五条の三第一項の試験委員を含む。)」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五中「前条第二項」とあるのは「第十五条の二第二項」と、同条第一項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「一級建築士試験事務(第十五条の二第一項に規定する一級建築士試験事務をいう。以下同じ。)」の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「一級建築士試験事務」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の三の規定」と読み替えるものとする。

2 第十五条の二第三項の規定は、前項において読み替えて準用する第十条の九第一項若しくは第三項又は第十条の十六第二項の規定による認可、命令又は処分をしようとするときについて準用する。

第十五条の八から第十五条の十六までを削る。

第十五条の十七第二項中「都道府県ごとに一を限り」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第十条の五から第十条の十三まで、第十条の十五から第十条の十八まで、第十五条の二第三項、第十条の三、第十五条の四及び前条第二項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合

において、これらの規定（第十条の五第一項第一号及び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く。

）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、「役員」とあるのは「役員（第十五条の六第三項において準用する第十五条の三第一項の試験委員を含む。）」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十五条の六第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等試験事務（第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第十条の七第一項中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の六第三項において準用する第十五条の三の規定」と、第十五条の二第三項中「中央建築士審査会」とあるのは「都道府県建築士審査会」と、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。



第十五条の十七第四項及び第五項を削り、同条を第十五条の六とする。

第十五条の十八を第十五条の七とする。

第十六条第三項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「第十五条の十七」を「第十五条の六」に改める。

第十七条の見出し及び同条第二項中「都道府県規則」を「都道府県の規則」に改める。

第十八条第三項中「注意を与え、」を「対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該」に改める。

第二十条第一項中「木造建築士たる」を「木造建築士である旨の」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、次条第一項又は第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第二十条第五項中「(建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(構造設計に関する特例)

第二十条の二 構造設計一級建築士は、第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第二十条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 構造設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、構造

設計一級建築士証を提示しなければならない。

(設備設計に関する特例)

第二十条の三 設備設計一級建築士は、階数が三以上で床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物の設備設計を行った場合においては、第二十条第一項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号(換気設備に係る部分に限る。)、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条(消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。)及び第三十六条(消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。)の規定並びにこれらに基づく命令の規定(以下「設備関係規定」という。)に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4 設備設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、設備設計一級建築士証を提示しなければならない。

第二十一条中「設計」の下に「(第二十条の二第二項又は前条第二項の確認を含む。第二十二条及び第二十三条第一項において同じ。)」を加える。

第二十一条の二第一号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改める。

第二十二条第二項中「必要に応じ、講習の実施、」を「必要な情報及び」に改める。

第三十八条を削る。

第三十七条中「第三十五条(第十二号)」を「第三十八条(第十三号)」に、「第三十六条」を「第四十一条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二、第十条の二第四項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二 第十条の二十七第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十条の三十第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

第三十六条の三を第四十三条とする。

第三十六条の二中「中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員」を「中央指定登録機関等の役員等」に改め、同条第一号中「第十五条の十（第十五条の十七第五項において）」を「第十条の十

一（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて」に、「備えず」を「備え付けず」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十条の十三第一項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十六条の二に次の二号を加える。

四 第十条の十三第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

五 第十条の十五第一項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けないで一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の全部を廃止したとき。

第三十六条の二を第四十二条とする。

第三十六条第九号中「第三十四条の二」を「第三十四条」に、「第三十五条第一号」を「第三十八条第一号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第八号を同条第十三号とし、同条第七号中「第二十四条の六第一項」を「第二十四条の八第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第六号中「第二十四条の五」を「第二十四条の六」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第五号中「第二十四条の四」を「第二十四条の五」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に、「備えず」を「備え付けず」に改め、同号を同条第八号とし、同条第二号を同条第七号とし、同条第一号を同条第六号とし、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 第十条の三十一（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む）

）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十条の三十四第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

五 第十条の三十五第一項（第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第三十六条を第四十一条とする。

第三十五条の三中「第十五條の十四第二項（第十五條の十七第五項において）」を「第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五條の五第一項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて」に、「一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務」を「一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務」に、「中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関」を「中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関」に改め、「職員」の下に「（第四十二条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）」を加え、同条を第四十条とする。

第三十五条の二を削る。



第三十五条第十二号中「第三十三条」を「第三十二条」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条の三十六第二項（第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務（第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二條の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務及び第二十六條の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務をいう。第四十一条第五号において同じ。）の停止の命令に違反した者

第三十五条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の八第一項（第十条の二十第三項、第十五條の五第一項、第十五條の六第三項及び第二十六條の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十五條の四（第十五條の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不正の採

点をした者

第八章を第十章とする。

第二十九条第三項ただし書中「又は」の下に「同項の」を加える。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とする。

第三十四条中「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条とする。

第七章中第三十四条の五を第三十七条とする。

第三十四条の四中「第十条の二及び第十五条の十八」を「第十条の三及び第十五条の七」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条の三を第三十五条とする。

第七章中第三十四条の二を第三十四条とする。

第七章を第九章とし、第六章を第八章とし、第五章の二を第七章とする。

第二十七条中「登録」の下に「、第二十四条第二項の登録及び講習並びに登録講習機関」を加える。

第二十六条の二第一項中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同条第二項を次

のように改める。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十六条の二第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(指定事務所登録機関の指定)

第二十六条の三 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに登録簿及び第二十三条の九第三号に掲げる書類（国土交通省令で定める書類に限る。）を一般の閲覧に供する事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行わせることができる。

2 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、指定事務所登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録等事務」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第二十六条の三

第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務（第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「、事務所登録等事務」と読み替えるものとする。

（指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用等）

第二十六条の四 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第二十三条第一項、第二十三条の二から第二十三条の四まで、第二十三条の五第一項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項及び第二十三条の九の規定の適用については、これらの規定（第二十三条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の九を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関（第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

2 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき建築士事務所の登録に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定事務所登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(管理建築士講習の講習機関の登録)

第二十六条の五 第二十四条第二項の登録(次項において単に「登録」という。)は、同条第二項の講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第三講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十四条第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(登録の区分に関する事項を除く。)」と読み替えるものとする。

第二十六条第二項第三号中「第二十四条の六」を「第二十四条の八」に改め、同項第四号中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同項第六号中「建築士事務所を管理する」を「管理建築士である」に改め、同項第九号中「建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改める。

第二十四条の六第一項中「設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約」を「設計受託契約又は工事監理受託契約」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「方法」の下に「（第一号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「内容」の下に「（前号に掲げる事項を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第一項各号に掲げる事項

第二十四条の六第一項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、「ほか、」の下に「設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で」を加え、「事項」を「もの」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第二十四条の八とする。

第二十四条の五を第二十四条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（重要事項の説明等）

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

第二十四条の四を第二十四条の五とする。

第二十四条の三第一項中「備え」を「備え付け」に改め、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(再委託の制限)

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いづれも共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託



してはならない。

第二十四条第二項中「前項の建築士事務所を管理する建築士」を「管理建築士」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。

第二十三条の四第一項第七号中「第二十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十三条の二第四号中「建築士事務所を管理する建築士」を「第二十四条第二項に規定する管理建築士」に改める。

第五章を第六章とする。

第四章の二中第二十二條の二を第二十二條の四とする。

第四章の二を第五章とする。

第四章中第二十二條の次に次の二條を加える。

(定期講習)

第二十二條の二 次の各号に掲げる建築士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、次條第一項の規定及び同條第二項において準用する第十條の二十三から第十條の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（次條において「登録講習機関」という。）が行う当該各号に定める講習を受けなければならない。

一 一級建築士（第二十三條第一項の建築士事務所に属するものに限る。）  
別表第二(一)の項講習の欄  
に掲げる講習

二 二級建築士（第二十三條第一項の建築士事務所に属するものに限る。）  
別表第二(二)の項講習の欄  
に掲げる講習

三 木造建築士（第二十三條第一項の建築士事務所に属するものに限る。）  
別表第二(三)の項講習の欄  
に掲げる講習

四 構造設計一級建築士 別表第二(四)の項講習の欄に掲げる講習

五 設備設計一級建築士 別表第二(五)の項講習の欄に掲げる講習

(定期講習の講習機関の登録)

第二十二條の三 前條の登録は、別表第二の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務を行おうとする者の申請により行う。

2 第十條の二十三、第十條の二十四、第十條の二十五第一項及び第十條の二十六の規定は前條の登録に、第十條の二十五第二項及び第三項並びに第十條の二十七から第十條の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十條の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第二の各項の講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と読み替えるものとする。

3 前條の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第十條の二、第十條の二十二、第十條の二十四関係）

(二)		(一)		
習 級建築士講 設備設計一		習 級建築士講 構造設計一		講習
口 建築設備に 関する科目	イ 設備関係規定に 関する科目	口 建築物の構造に 関する科目	イ 構造関係規定に 関する科目	科目
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	講師

別表第二（第二十二條の二、第二十二條の三関係）

(二)		(一)		
定期講習 二級建築士		定期講習 一級建築士		講習
ロ 建築物（第三條） に関する科目	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目	ロ 設計及び工事監理に関する科目	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目	科目
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者の職にあり、又はこれらの職にあつた者	講師
				(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(三)		
	木造建築士 定期講習	
イ 木造の建築物の 建築に関する法令 に関する科目	ロ 木造の建築物（ 第三条及び第三条 の二に規定する建 築物を除く。）の 設計及び工事監理 に関する科目	に規定する建築物 を除く。）の設計 及び工事監理に関 する科目
(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授 の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の 職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) 職にあり、又はこれらの職にあつた者 (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

別表第三（第二十四条、第二十六条の五関係）

(五)		(四)	
期講習 級建築士定 設備設計一		期講習 級建築士定 構造設計一	
イ 設備設計に 関する科目	イ 設備関係規定に 関する科目	イ 構造設計に 関する科目	イ 構造関係規定に 関する科目
(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

講習	科目	講師
管理建築士 講習	イ この法律その他関係法令に関する科目  ロ 建築物の品質確保に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者  (1) 管理建築士として三年以上の実務の経験を有する管理建築士 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

第二条 建築士法の一部を次のように改正する。

目次中「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定」を「建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会」に、「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第二十二條の四の見出しを削り、同条第一項中「ため、」の下に「建築士に対する建築技術に関する研修並びに」を加え、同条第二項中「ため、」の下に「建築士に対する建築技術に関する研修並びに」を加え、「第四項及び第五項」を「以下この条」に改め、同条第四項中「この項及び次項」を「この条」に改



め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。

第七章の章名を次のように改める。

#### 第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会

第二十七条の二の見出しを「(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)」に改め、同条第一項を次のように改める。

その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く。)は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(以下単に「建築主」という。)の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員(以下この章において「協会会員」という。)とする旨の定款のあるものでなければならない。

第二十七条の二第二項中「前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は」を「第一項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会」という。)及び前項に規定する一般社団法人(以下「建

「建築士事務所協会連合会」という。）は、その目的を達成するため」に改め、「ものとする」を削り、同項第一号中「関し、」の下に「設計等の業務に係る」を加え、「設計等を委託する」を削り、同項第二号中「設計等を委託する建築主等」を「建築主その他の関係者」に、「処理」を「解決」に改め、同項第三号中「対する」の下に「建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する」を加え、同項第四号中「その他指定法人の」を「前三号に掲げるもののほか、その」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員（第六項において「連合会会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第二十七条の二に次の五項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

5 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士事務所協会にあつてはその主たる事務所の所

在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならぬ。

6 建築士事務所協会は協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

8 国土交通大臣は建築士事務所協会連合会に対して、建築士事務所協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士事務所協会に対して、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができらる。

第二十七条の三から第二十七条の五までを次のように改める。

(加入)

第二十七条の三 建築士事務所協会は、建築士事務所の開設者が建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。  
(名称の使用の制限)

第二十七条の四 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会でない者は、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いてはならない。

2 協会会員でない者は、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。  
(苦情の解決)

第二十七条の五 建築士事務所協会は、建築主その他の関係者から建築士事務所の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所の開設者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 建築士事務所協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該建築士事務所の開設者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 協会会員は、建築士事務所協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第四十一条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いた者

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条に次の一号を加える。

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

第四十五条を第四十四条とする。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条第十七号中「いう」を「いい、建

築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする」に改める。

第五条の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 建築士法第二条第六項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計（同法第二条第六項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 建築士法第二条第六項に規定する設備設計図書による同法第二十条の三第一項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計（同法第二条第六項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。）又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

第六条第三項中「建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った

場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

第六条の二第一項中「建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反する」を「前条第三項各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条の三第二項中「勘案して、」の下に「建築士及び」を加える。

第一百一条第一項第一号中「又は第三項」を「から第三項まで又は第五項」に改める。

#### (建設業法の一部改正)

第四条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の二十四」を「第二十五条の二十六」に、「第二十五条の二十五」を「第二十五条の二十七」に改める。

第二十二条第一項中「如何なる」を「いかなる」に、「する」を「するか」に改め、同条第三項中「規定は、」を「建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの



以外の建設工事である場合において、当該建設工事の」に、「場合には」を「ときは、これらの規定は」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(工事監理に関する報告)

第二十三条の二 請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文者に対して、その理由を報告しなければならない。

第二十四条中「何らの」を「いかなる」に、「もつてする」を「もつてするか」に改める。

第二十五条の二十五を第二十五条の二十七とする。

第三章の二中第二十五条の二十四を第二十五条の二十六とし、第二十五条の二十三を第二十五条の二十五とし、第二十五条の二十二を第二十五条の二十四とする。

第二十五条の二十一第一項中「定を」を「定めを」に改め、同条第三項中「前項」を「同項」に改

め、同条を第二十五条の二十三とする。

第二十五条の二十を第二十五条の二十二とし、第二十五条の十九を削り、第二十五条の十八を第二十五条の二十一とし、第二十五条の十七を第二十五条の二十とする。

第二十五条の十六第三項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条を第二十五条の十九とする。

第二十五条の十五中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「基き」を「基づき」に改め、同条を第二十五条の十八とする。

第二十五条の十四の次に次の三条を加える。

(あつせん又は調停の打切り)

第二十五条の十五 審査会は、あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

2 審査会は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切ったときは、その旨を当事者に通知しなければならぬ。

(時効の中断)

第二十五条の十六 前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条の十七 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服

を申し立てることができない。

第二十六条第三項中「ある」の下に「施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは」を加え、「工事で」を「建設工事で」に改め、同条第四項中「国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、」を削り、同条第五項中「同項の工作物の」を削る。

第四十条の三中「備え、」の下に「かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを」を加える。

第四十四条の五中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第五十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「又は帳簿」の下に「若しくは図書」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条（建設業法第二十二条第一項及び第三項の改正規定、同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項から第五項まで、第四十条の三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び附則第十三条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定に限る。）の規定 平成十九年四月一日
- 二 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（施行前の準備）

第二条 第一条の規定による改正後の建築士法（以下「新建築士法」という。）第十条の二第一項第一号、第二十二条の二又は第二十四条第二項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。新建築士法第十条の二十九第一項（新建築士法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による講習事務規程の届出についても、同様とする。

2 新建築士法第十条の四第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第二項並びに新建築士法第十条の五、第十条の六第一項並びに第十条の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

3 新建築士法第十条の二十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条第二項の規定並びに同条第三項において読み替えて準用する新建築士法第十条の五、第十条の六第一項並びに第十条の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前にその課程を修了した講習であつて、新建築士法第十条の二第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十四条第二項の講習に相当するものとして国土交通大臣が定めるものは、それぞれ新建築士法第二号若しくは第二十四条第二項の講習とみなす。

2 新建築士法第十四条第一号から第三号までの規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五条第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前に第一条の規定による改正前の建築士法（以下「旧建築士法」という。）第十四条第一号から第二号まで又は第十

五条第二号に規定する課程を修めて卒業した者はそれぞれ新建築士法第十四条第一号から第三号まで又は第十五条第二号に規定する科目を修めて卒業した者と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の施行日前における建築に関する実務の経験はそれぞれこれらの規定に規定する建築実務の経験とみなす。

3 新建築士法第十四条第一号から第三号までの規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五条第二号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前から引き続き旧建築士法第十四条第一号から第二号まで又は第十五条第二号に規定する課程に在学する者（施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなった者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。）で施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、それぞれ新建築士法第十四条第一号から第三号まで又は第十五条第二号に規定する科目を修めて卒業した者とみなす。

4 新建築士法第十四条第四号の規定による一級建築士試験の受験資格については、施行日前における二級建築士としての実務の経験は、同号に規定する実務の経験とみなす。

5 新建築士法第十四条第五号の規定による一級建築士試験の受験資格並びに新建築士法第十五条第三号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、この法律の施行の際現に旧建築士

法第十四条第四号の規定による国土交通大臣の認定又は旧建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けている者は、それぞれ新建築士法第十四条第五号の規定による国土交通大臣の認定又は新建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けた者とみなす。

6 新建築士法第十五条第一号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、次に掲げる者は、新建築士法第十五条第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

一 施行日前に旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の建築に関する課程を修めて卒業した者

二 施行日前に旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程を修めて卒業した者で当該課程を修めて卒業した後の新建築士法第十四条第一号に規定する建築実務の経験（当該課程を修めて卒業した後の施行日前における建築に関する実務の経験を含む。）を一年以上有するもの

三 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の建築に関する課程に在学する者（施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなった者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。）で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもの

四 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学する者（



施行日前に当該課程に在学し、施行日以後に再び当該課程に在学することとなった者のうち、国土交通大臣が定める者を含む。）で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもののうち、当該課程を修めて卒業した後の新建築士法第十四条第一号に規定する建築実務の経験を一年以上有する者

7 新建築士法第十五条第四号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、施行日前における建築に関する実務の経験は、同号に規定する建築実務の経験とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧建築士法第十五条の二第一項又は第十五条の十七第一項の指定を受けている者（以下「旧指定試験機関」という。）は、それぞれ新建築士法第十五条の二第一項又は第十五条の六第一項の指定を受けた者とみなす。

9 施行日前に旧建築士法第十五条の四第一項若しくは第三項又は第十五条の十四第四項（これらの規定を旧建築士法第十五条の十七第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新建築士法第十五条の五第一項又は第十五条の六第三項において準用する新建築士法第十条の六第一項若しくは第三項又は第十条の十六第三項の規定によりされた公示とみなす。

10 施行日前に、旧建築士法又はこれに基づく命令若しくは規則により旧指定試験機関に対して行い、又は旧指定試験機関が行った処分、手続その他の行為は、新建築士法又はこれに基づく命令若しくは規則中の相当する規定によつて新建築士法第十五条の二第一項に規定する中央指定試験機関又は新建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関（以下この項において「新指定試験機関」という。）に対して行い、又は新指定試験機関が行った処分、手続その他の行為とみなす。

11 この法律の施行の際現に旧指定試験機関の役員（旧建築士法第十五条の六第一項（旧建築士法第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の試験委員を含む。）である者が施行日前にした旧建築士法第十五条の五第二項（旧建築士法第十五条の六第四項（旧建築士法第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）に該当する行為は、新建築士法第十五条の五第一項又は第十五条の六第三項において読み替えて準用する新建築士法第十条の七第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

12 新建築士法第二十条の二及び第二十条の三の規定は、施行日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日（以下「適用開始日」という。）以後に新建築士法第二条第六項に規定する構造設計又

は設備設計を行った場合について適用する。

13 この法律の施行の際現に旧建築士法第二十四条第一項の規定により置かれている建築士事務所を管理する建築士については、新建築士法第二十四条第二項の規定は、当該建築士事務所に引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合に限り、施行日から起算して三年を経過する日までの間、適用しない。

14 新建築士法第二十四条の三の規定は、施行日前に建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務については、適用しない。

15 施行日前に締結された設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約については、新建築士法第二十四条の八及び第二十六条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行の際現に旧建築士法第二十三条第一項の登録を受けている者に対する新建築士法第二十六条第一項又は第二項の規定による登録の取消しその他の監督上の処分に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

17 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にその名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連

合会という文字を用いている一般社団法人に関する第二条の規定による改正後の建築士法第二十七条の二第五項の規定の適用については、同項中「成立したときは、成立の日」とあるのは、「建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」とする。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 適用開始日に行った設計による建築物の計画については、適用開始日から起算して六月を経過する日までの間は、第三条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新基準法」という。）第六条第三項第一号（新建築士法第二十条の二第一項及び第二十条の三第一項の規定に係る部分に限る。）、第二号及び第三号の規定は、適用しない。

2 施行日前に第三条の規定による改正前の建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事及び前項の規定の適用がある場合において施行日以後に新基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認がされた建築物の工事については、新基準法第五条の四第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に建設業者が請け負った建設工事については、第四条の規定による改正後の建設業法（以下「新建設業法」という。）第二十二條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に建設工事紛争審査会に係属している第四条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二十五條の十一のあつせん又は調停に關し当該あつせん又は調停の目的となっている請求についての新建設業法第二十五條の十六の規定の適用については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の時に、あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧建設業法第三條第一項の許可を受けている者に対する新建設業法第二十九條の規定による許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六條 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の項中「第十条の二及び第十五条の十八」を「第十条の三及び第十五条の七」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五百十八号を同表第五百十九号とし、同表第五百十四号から第五百十七号までを一号ずつ繰

り下げ、同表第百五十三号の次に次のように加える。

百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録		
(一) 建築士法第十条の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録 （更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 建築士法第二十二條の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 建築士法第二十四條第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中百六の項を削り、百七の項を百六の項とし、百八の項を百七の項とし、百九の項を百八の項とし、百二十一の項を百二十二の項とし、百十四の項から百二十の項までを一項ずつ繰り下げ、百十三の項を削り、百十二の項を百十四の項とし、百十一の項を百十三の項とし、同表の百十の項中「一級建築士

の免許」を「同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二第一項若しくは第二項の交付」に改め、同項を同表の百九の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>百十 建築士法第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関</p>	<p>建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十一 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p>	<p>建築士法による同法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>百十二 建築士法第二十六条の三第一項に</p>	<p>建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>



規定する指定事務所

登録機関

別表第三の二十六の項中「二級建築士又は木造建築士の免許」を「同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律及び景観法の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十条第二項

二 景観法（平成十六年法律第一百十号）第六十五条第一項

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百三条のうち、建築士法第十五条の三第二項の改正規定中「第十五条の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号」を「第十条の五第二項第一号」に改め、同法第二十二条の二の改正規定中「第二十二条の二」を「第二十二条の四」に改める。

第四百四条中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附則第一項ただし書中「限る。」並びに「を「限る。」、「」に改め、「除く。」」の下に「並びに第二百三条」を加える。

## 理由

建築物の安全性の確保を図るため、一定の規模の建築物の構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による構造関係規定又は設備関係規定への適合性の確認の実施、建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け、建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務の再委託の制限、建設業者が請け負った多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事の一括下請負の禁止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築士法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	1
二 建築士法	53
三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	58
四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）	62
五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	68
六 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	69
七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	70
八 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	72
九 景観法（平成十六年法律第百十号）	73
十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）	74

改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 免許等（第四条―第十一条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>第五章 建築士会及び建築士会連合会（第二十二條の四）</p> <p>第六章 建築士事務所（第二十三条―第二十七條）</p> <p>第七章 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定（第二十七條の二―第二十七條の五）</p> <p>第八章 建築士審査会（第二十八條―第三十三條）</p> <p>第九章 雑則（第三十四條―第三十七條）</p> <p>第十章 罰則（第三十八條―第四十五條）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。</p> <p>3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。</p> <p>4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 免許（第四条―第十一条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十八条―第二十二條）</p> <p>第四章の二 建築士会及び建築士会連合会（第二十二條の二）</p> <p>第五章 建築士事務所（第二十三条―第二十七條）</p> <p>第五章の二 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定（第二十七條の二―第二十七條の五）</p> <p>第六章 建築士審査会（第二十八條―第三十四條）</p> <p>第七章 雑則（第三十四條の二―第三十四條の五）</p> <p>第八章 罰則（第三十五條―第三十八條）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。</p> <p>3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。</p> <p>4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。</p>
---	--

5 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

6 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの（以下「構造設計図書」という。）の設計を、「設備設計」とは建築設備（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。）の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの（以下「設備設計図書」という。）の設計をいう。

7 (略)

8 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。

9 (略)

## 第二章 免許等

(免許の登録)

第五条 (略)

2 (略)

3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、一級建築士にあつては一級建築士免許証を国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては二級建築士免許証又は木造建築士免許証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

4 (略)

5 一級建築士免許証の書換え交付又は再交付を受けようとする者

5 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

(新設)

6 (略)

7 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。

8 (略)

## 第二章 免許

(免許の登録)

第五条 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(新設)

は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならぬ。

(住所等の届出)

第五条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の国土交通省令で定める事項を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

2・3 (略)

(名簿)

第六条 (略)

2 国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う講習(別表第一(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

(住所等の届出)

第五条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の国土交通省令で定める事項を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

2・3 (略)

(名簿)

第六条 (略)

(新設)

(新設)

2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に  
対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。

一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習（別表第一(二)の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。

4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士（以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備設計一級建築士」という。）は、第九条第一項又は前条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（都道府県知事の經由）

第十条の三 一級建築士の免許及びその取消し並びに登録の訂正及び抹消、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付、再交付及び返納に関する国土交通大臣への書類の提出並びに第五条の二第一項及び第二項並びに第八条の二の規定による国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 一級建築士の免許申請書の返却並びに一級建築士免許証、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付

（都道府県知事の經由）

第十条の二 一級建築士の免許及びその取消し、登録の訂正及び抹消並びに免許証の再交付及び返納に関する国土交通大臣への書類の提出並びに第五条の二第一項及び第二項並びに第八条の二の規定による国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 一級建築士の免許申請書の返却並びに免許証の交付及び再交付に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地の都道府県知事を



及び再交付に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(中央指定登録機関の指定)

第十条の四 国土交通大臣は、その指定する者(以下「中央指定登録機関」という。)に、一級建築士の登録の実施に関する事務、

一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務(以下「一級建築士登録等事務」という。)を行わせることができる。

2| 中央指定登録機関の指定は、一級建築士登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第十条の五 国土交通大臣は、他に中央指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士登録等事務の実施に関する計画が、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士登録等事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士登録等事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士登録等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2| 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中央指定登録機関の指定をしてはならない。

經由して行うものとする。

(新設)

(新設)

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 第十条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
  - イ 第二号に該当する者
  - ロ 第十条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の公示等）

- 第十条の六 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、中央指定登録機関の名称及び住所、一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士登録等事務の開始の日を公示しなければならない。
- 2 中央指定登録機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士登録等事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（役員を選任及び解任）

- 第十条の七 中央指定登録機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 国土交通大臣は、中央指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十条の九第一項

（新設）

（新設）

に規定する登録等事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、中央指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十条の八 中央指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、一級建築士登録等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 | 一級建築士登録等事務に従事する中央指定登録機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第十条の九 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の開始前に、一級建築士登録等事務に関する規程（以下この章において「登録等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 一級建築士登録等事務の実施の方法その他の登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 | 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定登録機関に対し、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十条の十 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞

(新設)

(新設)

(新設)

なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

- 2| 中央指定登録機関は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

- 第十条の十一 中央指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(新設)

(監督命令)

- 第十条の十二 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、中央指定登録機関に対し、一級建築士登録等事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

(報告、検査等)

- 第十条の十三 国土交通大臣は、一級建築士登録等事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、中央指定登録機関に対し一級建築士登録等事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定登録機関の事務所に立ち入り、一級建築士登録等事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(新設)

- 2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(照会)

第十条の十四 中央指定登録機関は、一級建築士登録等事務の適正な実施のため必要な事項について、国土交通大臣に照会することができる。この場合において、国土交通大臣は、中央指定登録機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

(一級建築士登録等事務の休廃止等)

第十条の十五 中央指定登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(新設)

2 国土交通大臣が前項の規定により一級建築士登録等事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十条の十六 国土交通大臣は、中央指定登録機関が第十条の五第

(新設)

二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第十条の六第二項、第十条の十、第十条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十条の七第二項、第十条の九第三項又は第十条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第十条の九第一項の認可を受けた登録等事務規程によらないで一級建築士登録等事務を行ったとき。

五 その役員が一級建築士登録等事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により中央指定登録機関の指定を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により一級建築士登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等)

第十条の十七 国土交通大臣は、中央指定登録機関の指定をしたときは、一級建築士登録等事務を行わないものとする。

2 国土交通大臣は、中央指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、一級建築士登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

一 第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により一級建築士登録等事務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により一級建築士登録等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において国土交通大臣が必要があると認めるとき。

3 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士登録等事務を行い、又は同項の規定により行つている一級建築士登録等事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣が、第二項の規定により一級建築士登録等事務を行うこととし、第十条の十五第一項の規定により一級建築士登録等事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士登録等事務の引継

(新設)

ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(審査請求)

第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(新設)

(中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の十九 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における第五条第二項、第三項及び第五項、第五条の二第一項、第六条並びに第十条の二の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項、第五条の二第一項並びに第十条の二第一項各号及び第二項第二号を除く。）中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、「国土交通大臣」とあり、及び「国土交通省」とあるのは「中央指定登録機関」と、「国に」とあるのは「中央指定登録機関に」と、第五条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関（第十条の四第一項に規定する中央指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は」とあるのは「前項の規定により一級建築士名簿に登録をし、又は」と、同項及び第五条の二第一項中「一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」とする。

2 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を中央指定登録機関に納付しなければならぬ。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第五条第五項及び第十条の二第五項の規定並びに前項の規定により中央指定登録機関に納められた手数料は、中央指定登録機関の収入とする。

(新設)

(都道府県指定登録機関)

第十条の二十 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行わせることができる。

2 都道府県指定登録機関の指定は、二級建築士等登録事務を行うとすする者の申請により行う。

3 第十条の五から第十条の十八までの規定は、都道府県指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定（第十条の五第一項第一号を除く。）中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、「登録等事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十条の二十第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等登録事務（第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等登録事務」と、第十条の七第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と読み替えるものとする。

(都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用等)

第十条の二十一 都道府県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第五条第二項及び第三項、第五条の二第一項並びに第六条の規定の適用については、これらの規定（第五条第二項及び第五条の二第一項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「都道府県指定登録機関」と、第五条第二項中「都道府県知事

(新設)

(新設)



一とあるのは「都道府県指定登録機関（第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、「一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えた」とあるのは「一級建築士の免許を与え、又は前項の規定により二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録をした」と、同項、同条第三項及び第五条の二第一項中「二級建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第六条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県指定登録機関」とする。

2| 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証の書換え交付若しくは再交付に係る手数料を徴収する場合には、前条の規定により都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士の登録又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付若しくは再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定登録機関に納めさせ、その収入とすることができる。

（構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録）

第十条の二十二 第十条の二第一項第一号の登録（第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務（以下この章において「講習事務」という。）を行うおうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

（新設）

（新設）

- 一 未成年者
- 二 成年被後见人又は被保佐人
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 五 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準等)

第十条の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者(以下この号において「建築関連事業者」という。)でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主(株主総会において決議をすることができ、除く。)の議決権の過半数を有するものであること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第

(新設)

八十六号) 第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。  
) にあつては、業務を執行する社員) に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員(過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、建築関連事業者の役員又は職員(過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。  
三 債務超過の状態にないこと。

2| 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一| 登録年月日及び登録番号
- 二| 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三| 登録の区分
- 四| 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地
- 五| 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

(登録の公示等)

第十条の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2| 登録講習機関は、前条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3| 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

(新設)

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(新設)

2| 第十条の二十二から第十条の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十条の二十七 登録講習機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡

(新設)

し、又は登録講習機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録講習機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十条の二十三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2| 前項の規定により登録講習機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務の実施に係る義務)

第十条の二十八 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で

(新設)

定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第十条の二十九 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下こ

(新設)

の章において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 講習事務規程には、講習事務の実施の方法、講習事務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十條の三十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2| 利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一| 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二| 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三| 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四| 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（新設）

(帳簿の備付け等)

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(新設)

(適合命令)

第十条の三十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(改善命令)

第十条の三十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十八の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(報告、検査等)

第十条の三十四 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し講習事務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(新設)

2 | 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(講習事務の休廃止等)

第十條の三十五 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 前項の規定により講習事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第十條の三十六 国土交通大臣は、登録講習機関が第十條の二十三各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

(新設)

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十條の二十五第二項、第十條の二十七第二項、第十條の三十第一項、第十條の三十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十條の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第十條の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十條の三十二又は第十條の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前

項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第十条の三十七 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する

ときその他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第十条の三十五第一項の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行い、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3| 国土交通大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第十条の三十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、一級建築士免許証及

(新設)

(新設)

(国土交通省令及び都道府県規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消、免許証の交



び一級建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他一級建築士の免許に關して必要な事項並びに第十条の第二項第一号の登録、同号及び同条第二項第一号の講習、登録講習機關その他構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關して必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 この章に規定するもののほか、二級建築士及び木造建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消並びに住所等の届出、二級建築士免許証及び木造建築士免許証並びに二級建築士免許証明書及び木造建築士免許証明書の交付、書換え交付、再交付及び返納その他二級建築士及び木造建築士の免許に關して必要な事項は、都道府県の規則で定める。

(合格の取消し等)

第十三条の二 (略)

2 第十五条の二第一項に規定する中央指定試験機關にあつては前項に規定する国土交通大臣の職権を、第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機關にあつては前項に規定する都道府県知事の職権を行うことができる。

3 (略)

(一級建築士試験の受験資格)

第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、国土交通大臣の指定する建築に關する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に關する実務として国土交通省令で定めるもの(以下「建築実務」という。)の経験を二年以上有する者

付、再交付及び返納並びに住所等の届出に關して必要な手續は、一級建築士に係るものにあつては国土交通省令で、二級建築士又は木造建築士に係るものにあつては都道府県規則で定める。

(合格の取消し等)

第十三条の二 (略)

2 第十五条の二第一項に規定する中央指定試験機關にあつては前項に規定する国土交通大臣の職権を、第十五条の十七第一項に規定する都道府県指定試験機關にあつては前項に規定する都道府県知事の職権を行うことができる。

3 (略)

(一級建築士試験の受験資格)

第十四条 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して二年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程を修めて卒業した者を除く。）であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者（前号に掲げる者を除く。）

四 二級建築士として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上有する者

五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築実務の経験を七年以上有する者

一の二 学校教育法による短期大学において、正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

二 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者

三 二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者

四 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

(中央指定試験機関の指定)

第十五条の二 (略)

2 中央指定試験機関の指定は、一級建築士試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 (略)

(削る。)

(削る。)

(中央指定試験機関の指定)

第十五条の二 (略)

2 中央指定試験機関の指定は、一を限り、一級建築士試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 (略)

4 国土交通大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第十五条の三 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 一級建築士試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

(削る。)

(削る。)

(試験委員)

三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十五条の四 国土交通大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日を公示しなければならない。

2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、中央指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、中央指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第十五条の三 (略)

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができる。ただし、その数は、同項の試験委員の半数を超えてはならない。

3 (略)

(削る。)

(不正行為の禁止)

第十五条の四 (削る。)

前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(削る。)

(準用)

第十五条の五 第十条の五から第十条の十三まで及び第十条の十五から第十条の十八までの規定は、中央指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号及び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く。)中「一級建築士登録等事務」とあるのは「一級建築士試験事務」と、「役員」とあるのは「役員(第十五条の三第一項の試験委員を含む。)」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五中「前条第二項」とあるのは「第十五条の二第二項」と

第十五条の六 (略)

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができる。ただし、その数は、試験委員の半数を超えてはならない。

3 (略)

4 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十五条の七 中央指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、一級建築士試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

3 一級建築士試験事務に従事する中央指定試験機関の役員及び職員(前条第一項の試験委員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(新設)

同条第一項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「一級建築士試験事務（第十五条の二第一項に規定する一級建築士試験事務をいう。以下同じ。）の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「一級建築士試験事務」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の三の規定」と読み替えるものとする。

2 第十五条の二第三項の規定は、前項において読み替えて準用する第十条の九第一項若しくは第三項又は第十条の十六第二項の規定による認可、命令又は処分をしようとするときについて準用する。

(削る。)

(削る。)

(試験事務規程)

第十五条の八 中央指定試験機関は、国土交通省令で定める一級建築士試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 第十五条の二第三項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の規定により認可又は命令をする場合に準用する。

(事業計画等)

第十五条の九 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十五条の十 中央指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十五条の十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第十五条の十二 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定試験機関の事務所に立ち入り、一級建築士試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(一級建築士試験事務の休廃止)

第十五条の十三 中央指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2| 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(指定の取消し等)

第十五条の十四 国土交通大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2| 国土交通大臣は、中央指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十五条の四第二項、第十五条の六第一項から第三項まで、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十五条の五第二項(第十五条の六第四項において準用する場合を含む。)、第十五条の八第二項又は第十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第十五条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3| 第十五条の二第三項の規定は、国土交通大臣が前項の規定による処分をする場合に準用する。

4| 国土交通大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験の実施)

第十五条の十五 国土交通大臣は、中央指定試験機関が第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関に対

(削る。)



(削る。)

(都道府県指定試験機関)

第十五条の六 (略)

2 都道府県指定試験機関の指定は、二級建築士等試験事務を行うお  
うとする者の申請により行う。

3 第十条の五から第十条の十三まで、第十条の十五から第十条の  
十八まで、第十五条の二第三項、第十五条の三、第十五条の四及  
び前条第二項の規定は、都道府県指定試験機関について準用する  
。この場合において、これらの規定(第十条の五第一項第一号及

し一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、  
又は中央指定試験機関が天災その他の事由により一級建築士試験  
事務の全部若しくは一部を実施することが困難になった場合にお  
いて必要があると認めるときは、第十五条の二第四項の規定にか  
かわらず、一級建築士試験事務の全部又は一部を自ら行うものと  
する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士試験事務を行う  
こととし、又は同項の規定により行っている一級建築士試験事務  
を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなけれ  
ばならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により一級建築士試験事務を行  
うこととし、第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験  
事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定によ  
り指定を取り消した場合における一級建築士試験事務の引継ぎそ  
の他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(中央指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第十五条の十六 中央指定試験機関が行う一級建築士試験事務に係  
る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不  
服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をする  
ことができる。

(都道府県指定試験機関)

第十五条の十七 (略)

2 都道府県指定試験機関の指定は、都道府県ごとに一を限り、二  
級建築士等試験事務を行うおうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、都道府県指定試験機関の指定をしようとする  
ときは、あらかじめ、都道府県建築士審査会の意見を聴かなけれ  
ばならない。

び第二項第四号並びに第十条の七第一項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、「役員」とあるのは「役員(第十五条の六第三項において準用する第十五条の三第一項の試験委員を含む。)」と、「登録等事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とあるのは「第十五条の六第二項」と、同項第一号中「一級建築士登録等事務の実施」とあるのは「二級建築士等試験事務(第十五条の六第一項に規定する二級建築士等試験事務をいう。以下同じ。)

(の実施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは、「二級建築士等試験事務」と、第十条の七第一項中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十条の十六第二項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は第十五条の六第三項において準用する第十五条の三の規定」と、第十五条の二第三項中「中央建築士審査会」とあるのは「都道府県建築士審査会」と、前条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

(削る。)

4| 都道府県知事は、都道府県指定試験機関に二級建築士等試験事務を行わせるときは、当該二級建築士等試験事務を行わないものとする。

5| 第十五条の三から前条までの規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士試験事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第十五条の三中「前条第二項」とあるのは「第十五条の十七第二項」と、第十五条の五第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十五条の八第三項及び第十五条の十四第三項中「第十五条の二第三項」とあるのは「第十五条の十七第三項」と、第十五条の十五第一項中「第

「第十五条の二第四項」とあるのは「第十五条の十七第四項」と読み替えるものとする。

(受験の申込み)  
第十五条の七 (略)

(受験の申込み)  
第十五条の十八 (略)

(受験手数料)

(受験手数料)

第十六条 (略)

第十六条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合には、第十五条の六の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

3 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合には、第十五条の十七の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(国土交通省令及び都道府県の規則への委任)

(国土交通省令及び都道府県規則への委任)

第十七条 (略)

第十七条 (略)

2 この章に規定するもののほか、二級建築士試験及び木造建築士試験の科目、受験手続その他二級建築士試験及び木造建築士試験に関して必要な事項は、都道府県の規則で定める。

2 この章に規定するもののほか、二級建築士試験及び木造建築士試験の科目、受験手続その他二級建築士試験及び木造建築士試験に関して必要な事項は、都道府県規則で定める。

(設計及び工事監理)

(設計及び工事監理)

第十八条 (略)

第十八条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対し、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

建築主に報告しなければならない。

(業務に必要な表示行為)

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条第一項又は第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

3・4 (略)

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第三項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

(構造設計に関する特例)

第二十條の二 構造設計一級建築士は、第三条第一項に規定する建築物のうち建築基準法第二十条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第一項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2| 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造

(業務に必要な表示行為)

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士たる表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

3・4 (略)

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備(建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第三項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

(新設)

設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3| 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4| 構造設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、構造設計一級建築士証を提示しなければならない。

（設備設計に関する特例）

第二十条の三 設備設計一級建築士は、階数が三以上で床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物の設備設計を行った場合においては、第二十条第一項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2| 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号（換気設備に係る部分に限る。）、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこ

（新設）

れらに基づく命令の規定（以下「設備関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

3| 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

4| 設備設計一級建築士は、第二項の規定により確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、設備設計一級建築士証を提示しなければならない。

（その他の業務）

第二十一条 建築士は、設計（第二十条の二第二項又は前条第二項の確認を含む。第二十二条及び第二十三条第一項において同じ。）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（非建築士等に対する名義貸しの禁止）

第二十一条の二 建築士は、次の各号のいずれかに該当する者に自己の名義を利用してはならない。

一 第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。）  
二 第三条第二項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。）  
三 第三条の三第一項（同条

（その他の業務）

第二十一条 建築士は、設計及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務（木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（非建築士等に対する名義貸しの禁止）

第二十一条の二 建築士は、次の各号のいずれかに該当する者に自己の名義を利用してはならない。

一 第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。）  
二 第三条第二項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。）  
三 第三条の三第一項（同条

第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第八号において同じ。）又は第三十四条の規定に違反する者

二 (略)

(知識及び技能の維持向上)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(定期講習)

第二十二條の二 次の各号に掲げる建築士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、次条第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(次条において「登録講習機関」という。)が行う当該各号に定める講習を受けなければならない。

一 一級建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。)

二 二級建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。)

三 木造建築士(第二十三条第一項の建築士事務所に属するものに限る。)

四 構造設計一級建築士 別表第二(四)の項講習の欄に掲げる講習

五 設備設計一級建築士 別表第二(五)の項講習の欄に掲げる講習

(定期講習の講習機関の登録)

第二十二條の三 前条の登録は、別表第二の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務を行う

第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第八号において同じ。）又は第三十四条の二の規定に違反する者

二 (略)

(知識及び技能の維持向上)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

とする者の申請により行う。

- 2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は前条の登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第二の各項の講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第十二条の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と読み替えるものとする。

- 3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### 第五章 建築士会及び建築士会連合会

(建築士会及び建築士会連合会)

- 第二十二条の四 (略)

- 2・3 (略)

#### 第六章 建築士事務所

(登録の申請)

- 第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一～三 (略)

- 四 第二十四条第二項に規定する管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

- 五 (略)

とする者の申請により行う。

- 2 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は前条の登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第二の各項の講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第十二条の二の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と読み替えるものとする。

- 3 前条の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### 第四章の二 建築士会及び建築士会連合会

(建築士会及び建築士会連合会)

- 第二十二条の二 (略)

- 2・3 (略)

#### 第五章 建築士事務所

(登録の申請)

- 第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一～三 (略)

- 四 建築士事務所を管理する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

- 五 (略)



(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一〜六 (略)

七 建築士事務所について第二十四条第一項及び第二項に規定する要件を欠く者

2・3 (略)

(建築士事務所の管理)

第二十四条 (略)

2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という。)は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。

3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

(再委託の制限)

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならない。

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一〜六 (略)

七 建築士事務所について第二十四条第一項に規定する要件を欠く者

2・3 (略)

(建築士事務所の管理)

第二十四条 (略)

(新設)

2 前項の建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

(新設)

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理（いずれも共同住宅その他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。

（帳簿の備付け等及び図書の保存）

第二十四条の四 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 （略）

（標識の掲示）

第二十四条の五 （略）

（書類の閲覧）

第二十四条の六 （略）

（重要事項の説明等）

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」「又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士（次項において「管理建築士等」という。）をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

（帳簿の備付け等及び図書の保存）

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

2 （略）

（標識の掲示）

第二十四条の四 （略）

（書類の閲覧）

第二十四条の五 （略）

（新設）

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2| 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

(書面の交付)

第二十四条の八 建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 設計又は工事監理の種類及び内容(前号に掲げる事項を除く。)

三 設計又は工事監理の実施の期間及び方法(第一号に掲げる事項を除く。)

(削る。)

(削る。)

四 前三号に掲げるもののほか、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する事項で国土交通省令で定めるもの

2

(略)

第二十四条の六 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

(書面の交付)

(新設)

一 設計又は工事監理の種類及び内容

二 設計又は工事監理の実施の期間及び方法

三 報酬の額及び支払の時期

四 契約の解除に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2

(略)

(監督処分)

第二十六条 (略)

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の開鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに違反したとき。

四 管理建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。

五 (略)

六 管理建築士である二級建築士又は木造建築士が、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七・八 (略)

九 建築士事務所の開設者又は管理建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき。

十 (略)

3・4 (略)

(報告及び検査)

第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

(監督処分)

第二十六条 (略)

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の開鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二から第二十四条の六までの規定のいずれかに違反したとき。

四 建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。

五 (略)

六 建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士が、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七・八 (略)

九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分に違反したとき。

十 (略)

3・4 (略)

(報告及び検査)

第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは建築士事務所を管理する建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2| 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立  
入検査について準用する。

(削る。)

(指定事務所登録機関の指定)

第二十六条の三 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定事  
務所登録機関」という。)に、建築士事務所の登録の実施に関す  
る事務並びに登録簿及び第二十三条の九第三号に掲げる書類(国  
土交通省令で定める書類に限る。)を一般の閲覧に供する事務(以  
下「事務所登録等事務」という。)を行わせることができる。  
2| 指定事務所登録機関の指定は、事務所登録等事務を行おうとす  
る者の申請により行う。

3| 第十条の五から第十条の十八までの規定は、指定事務所登録機  
関について準用する。この場合において、これらの規定(第十条  
の五第一項第一号を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「都  
道府県知事」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所  
登録等事務」と、第十条の五第一項中「他に」とあるのは「当該  
都道府県の区域において他に」と、同条中「前条第二項」とある  
のは「第二十六条の三第二項」と、同項第一号中「一級建築士登  
録等事務の実施」とあるのは「事務所登録等事務(第二十六条の  
三第一項に規定する事務所登録等事務をいう。以下同じ。)」の実  
施」と、「一級建築士登録等事務」とあるのは「事務所登録  
等事務」と読み替えるものとする。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規  
定の適用等)

第二十六条の四 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場  
合における第二十三条第一項、第二十三条の二から第二十三条の

2| 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては  
、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは  
、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認め  
られたものと解釈してはならない。

(新設)

(新設)

四まで、第二十三条の五第一項、第二十三条の七、第二十三条の八第一項及び第二十三条の九の規定の適用については、これらの規定（第二十三条第一項、第二十三条の二及び第二十三条の九を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第二十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定事務所登録機関（第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、第二十三条の二中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事の第二十六条の三第一項の指定を受けた者」と、第二十三条の八第一項第三号中「登録」とあるのは「都道府県知事が登録」と、第二十三条の九中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（登録簿及び第二十六条の三第一項の国土交通省令で定める書類を除く。）」とする。

2| 都道府県は、地方自治法第二百二十七条の規定に基づき建築士事務所の登録に係る手数料を徴収する場合においては、前条の規定により指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定事務所登録機関に納めさせ、その収入とすることができらる。

（管理建築士講習の講習機関の登録）

第二十六条の五 第二十四条第二項の登録（次項において単に「登録」という。）は、同条第二項の講習の実施に関する事務を行うとする者の申請により行う。

2| 第十条の二十三、第十条の二十四、第十条の二十五第一項及び第十条の二十六の規定は登録に、第十条の二十五第二項及び第三項並びに第十条の二十七から第十条の三十八までの規定は登録講習機関について準用する。この場合において、第十条の二十四第一項第一号中「別表第一の各項の講習の欄」とあるのは「別表第三講習の欄」と、「講習事務」とあるのは「第二十四条第二項の講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（登

（新設）

録の区分に関する事項を除く。」と読み替えるものとする。

(国土交通省令への委任)

第二十七条 この章に規定するもののほか、建築士事務所の登録、  
第二十四条第二項の登録及び講習並びに登録講習機関に関して必  
要な事項は、国土交通省令で定める。

第七章 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目  
的とする団体の指定

第八章 建築士審査会

(建築士審査会の組織)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審  
査会にあつては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会にあつて  
は都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理  
由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することが  
できる。ただし、その数は、それぞれ委員又は同項の試験委員の  
半数を超えてはならない。

(削る。)

(不正行為の禁止)

第三十二条 (略)

(政令への委任)

第三十三条 この章に規定するもののほか、中央建築士審査会及び  
都道府県建築士審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

(国土交通省令への委任)

第二十七条 この章に規定するもののほか、建築士事務所の登録に  
関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章の二 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ること  
を目的とする団体の指定

第六章 建築士審査会

(建築士審査会の組織)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審  
査会にあつては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会にあつて  
は都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理  
由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することが  
できる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数を  
超えてはならない。

第三十二条 削除

(不正行為の禁止)

第三十三条 (略)

(政令への委任)

第三十四条 この章に規定するものの外、中央建築士審査会及び都  
道府県建築士審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

(名称の使用禁止)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第三十五条 (略)

(事務の区分)

第三十六条 第十条の三及び第十五条の七の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第三十七条 (略)

第十章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第十条の三十六第二項(第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による講習事務(第十条の二十二に規定する講習事務、第二十二条の三第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務及び第二十六条の五第二項において読み替えて準用する第十条の二十四第一項第一号に規定する講習事務をいう。第四十一条第五号において同じ。)の停止の命令に

第七章 雑則

(名称の使用禁止)

第三十四条の二 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第三十四条の三 (略)

(事務の区分)

第三十四条の四 第十条の二及び第十五条の十八の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第三十四条の五 (略)

第八章 罰則

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

(新設)



違反した者

六〇十二 (略)

十三 第三十二条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の八第一項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十五条の四（第十五条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不正の採点をした者

（削る。）

第四十条 第十条の十六第二項（第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、中央指定試験機関、都道府県指定試験機関又は指定事務所登録機関の役員又は職員（第四十二条において「中央指定登録機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

五〇十一 (略)

十二 第三十三条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

（新設）

第三十五条の二 第十五条の七第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は第十五条の七第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事前に試験問題を漏らし、若しくは不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三 第十五条の十四第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の三十一（第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十条の三十四第一項（第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十条の三十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第十条の三十四第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

五 第十条の三十五第一項（第二十二條の三第二項及び第二十六條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで講習事務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

六・七 (略)

八 第二十四條の四第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第二十四條の四第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつた者

十 第二十四條の五の規定に違反して、標識を掲げなかつた者

十一 第二十四條の六の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させた者

十二 第二十四條の八第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一・二 (略)

三 第二十四條の三第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第二十四條の三第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつた者

五 第二十四條の四の規定に違反して、標識を掲げなかつた者

六 第二十四條の五の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させた者

七 第二十四條の六第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

十三 (略)

十四 第三十四条の規定に違反した者(第三十八条第一号に該当する者を除く。)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした中央指定登録機関等の役員等は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の十一(第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十条の十三第一項(第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 第十条の十三第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。

五 第十条の十五第一項(第十条の二十第三項、第十五条の五第一項、第十五条の六第三項及び第二十六条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の許可を受けないで一級建築士登録等事務、二級建築士等登録事務、一級建築士試験事務、二級建築士等試験事務又は事務所登録等事務の全部を廃止したとき。

第四十三条 (略)

八 (略)

九 第三十四条の二の規定に違反した者(第三十五条第一号に該当する者を除く。)

第三十六条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の十(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第十五条の十二第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条の十二第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第十五条の十三第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)の許可を受けないで、一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の全部を廃止したとき。

(新設)

(新設)

第三十六条の三 (略)

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条（第十三号を除く。）又は第四十一条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（削る。）

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項（第十条の十九第一項及び第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第八条の二、第十条の二第四項（第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第二十三条の七（第二十六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十四条の七第二項の規定に違反した者

二 第十条の二十七第二項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十条の三十第一項（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号（第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の請求を拒んだ者

別表第一（第十条の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係）

講習科目 講師

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条（第十二号を除く。）又は第三十六条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 第八条の二又は第二十三条の七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（新設）

（新設）

		別表第二(第二十二條の二、第二十二條の三関係)	
		(二)	(一)
講習	講習	設備設計一級建築士講習	構造設計一級建築士講習
科目	科目	イ 設備関係に関する科目 ロ 建築設備に関する科目	イ 構造関係に関する科目 ロ 建築物の構造に関する科目
講師	講師	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者の職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
定期講習	定期講習	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

(新設)

		(二)	(一)
定期講習 木造建築士		定期講習 二級建築士	
ロ 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目	イ 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目	ロ 建築物（第三条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目
(1) 大学において建築学を担当する者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(五)		(四)		(三)	
	設備設計一級建築士定期講習		構造設計一級建築士定期講習		
ロ 設備設計に関する科目	イ 設備関係規定に関する科目	ロ 構造設計に関する科目	イ 構造関係規定に関する科目	建築物（第三条及び第三条の二に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

		別表第三(第二十四条、第二十六条の五関係)	
管理建築士講習	講習	講師	
イ この法律 その他関係 法令に關する 科目	科目		
ロ 建築物の 品質確保に 關する科目			
(1) 管理建築士として三年以上の 実務の経験を有する管理建築士 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知 識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当 する教授若しくは准教授の職に あり、又はこれらの職にあつた 者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知 識及び経験を有する者		(2) (1)に掲げる者と同等以上の知 識及び経験を有する者

(新設)



改 正 案

現 行

<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会（第二十七條の二―第二十七條の五）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>第十章 罰則（第三十八條―第四十四條）</p> <p>附則</p> <p>第二十二條の四 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。</p> <p>2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この条において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 建築士事務所協会の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定（第二十七條の二―第二十七條の五）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>第十章 罰則（第三十八條―第四十五條）</p> <p>附則</p> <p>（建築士会及び建築士会連合会）</p> <p>第二十二條の四 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。</p> <p>2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（第四項及び第五項において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この項及び次項において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所の所在</p>
--	---

する都道府県知事に、建築士会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならぬ。

5| 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。

6| (略)

## 第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会

(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)

第二十七条の二 その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く。)は、建築士事務所業務の適正な運営及び建築士事務所開設者に設計等を委託する建築主(以下単に「建築主」という。)の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所開設者を社員(以下この章において「協会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2| その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員(第六項において「連合会会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3| 第一項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会」という。)及び前項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会連合会」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 建築士事務所業務の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所開設者に対する指導、勧告その他の業務

地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

5| (略)

第七章 建築士事務所業務の適正な運営等を行うことを目的とする団体の指定

(指定法人)

第二十七条の二 国土交通大臣は、建築士事務所業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

(新設)

2| 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 建築士事務所業務の業務に関し、契約の内容の適正化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所開設者に対する指導、勧告その他の業務

二 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決

三 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修

四 前三号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

4 第一項及び第二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

5 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士事務所協会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士事務所協会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

6 建築士事務所協会は協会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所業務の適正化を図るための建築士事務所開設者に対する建築士事務所業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

8 国土交通大臣は建築士事務所協会連合会に対して、建築士事務所協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士事務所協会に対して、建築士事務所業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(加入)

第二十七条の三 建築士事務所協会は、建築士事務所開設者が建

二 建築士事務所業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理

三 建築士事務所開設者に対する研修

四 その他指定法人の目的を達成するために必要な業務

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(改善命令)

第二十七条の三 国土交通大臣は、指定法人の前条第二項に規定す

建築士事務所協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(名称の使用の制限)

第二十七条の四 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会でない者は、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いてはならない。

2 協会会員でない者は、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いてはならない。

(苦情の解決)

第二十七条の五 建築士事務所協会は、建築主その他の関係者から建築士事務所業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該建築士事務所開設者に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 建築士事務所協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該建築士事務所開設者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求め、することができる。

3 協会会員は、建築士事務所協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 十三 (略)

十四 第二十七条の四第二項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会会員という文字を用いた者

る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十七条の四 国土交通大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第二十七条の五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 十三 (略)

(新設)

十五 (略)

(削る。)

第四十三条 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第二十七条の四第一項の規定に違反して、その名称中に建築士事務所協会又は建築士事務所協会連合会という文字を用いた者

十四 (略)

第四十三条 第二十七条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 (略)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

(新設)

改 正 案

現 行

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一〇 （略）

十一 工事監理者 建築士法第二条第七項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 一六 （略）

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者

いい、建築士法第二十条の二第三項又は第二十条の三第三項の規定により建築物が構造関係規定（同法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備関係規定（同法第二十条の三第二項に規定する設備関係規定をいう。第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）に適合することを確認した構造設計一級建築士（同法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。第五条の四第二項及び第六条第三項第二号において同じ。）又は設備設計一級建築士（同法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士をいう。第五条の四第三項及び第六条第三項第三号において同じ。）を含むものとする。

十八 一三三 （略）

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の四 （略）

2 建築士法第二条第六項に規定する構造設計図書による同法第二十条の二第一項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 一〇 （略）

十一 工事監理者 建築士法第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。

十二 一六 （略）

十七 設計者 その者の責任において、設計図書を作成した者

十八 一三三 （略）

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の四 （略）

（新設）

計（同法第二条第六項に規定する構造設計をいう。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 建築士法第二条第六項に規定する設備設計図書による同法第二十条の三第一項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計（同法第二条第六項に規定する設備設計をいう。以下この項及び次条第三項第三号において同じ。）又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。

4 建築主は、第一項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 (略)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 (略)

2 (略)

3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。

一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の

(新設)

2 建築主は、前項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

3 (略)

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 (略)

2 (略)

3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するときは、当該申請書を受理することができない。

(新設)

(新設)

二 第一項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

4 5 (略)

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画(前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2 5 (略)

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の三 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築士及び建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。

(新設)

4 5 (略)

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画(建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するものを除く。)が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2 5 (略)

(建築物の建築に関する確認の特例)

第六条の三 (略)

2 前項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する政令のうち建築基準法令の規定を定めるものにおいては、建築士の技術水準、建築物の敷地、構造及び用途その他の事情を勘案して、建築物の区分に応じ、建築主事の審査を要しないこととしても建築物の安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規定を定めるものとする。



第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の四第一項から第三項まで又は第五項の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者

二 十三 (略)

2 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の四第一項又は第三項の規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者

二 十三 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条―第二十五条の二十六）</p> <p>第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十七―第二十七条の二十二）</p> <p>第五章～第八章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（一括下請負の禁止）</p> <p>第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（工事監理に関する報告）</p> <p>第二十三条の二 請負人は、その請け負った建設工事の施工について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十八条第三項の規定により建築士から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、第十九条の二第二項の規定により通知された方法により、注文</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 （略）</p> <p>第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条―第二十五条の二十四）</p> <p>第四章 施工技術の確保（第二十五条の二十五―第二十七条の二十二）</p> <p>第五章～第八章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（一括下請負の禁止）</p> <p>第二十二条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（新設）</p>

者に対して、その理由を報告しなければならない。

(請負契約とみなす場合)

第二十四条 委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

(あつせん又は調停の打ち切り)

第二十五条の十五 審査会は、あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができる。

2 審査会は、前項の規定によりあつせん又は調停を打ち切ったときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十五条の十六 前条第一項の規定によりあつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から一月以内にあつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条の十七 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせ

(請負契約とみなす場合)

第二十四条 委託その他何らの名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

(新設)

(新設)

(新設)

人又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2| 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3| 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(仲裁の開始)

第二十五条の十八 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、仲裁を行う。

一 (略)

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(仲裁)

第二十五条の十九 (略)

2 (略)

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 (略)

(文書及び物件の提出)

第二十五条の二十 (略)

2 (略)

(立入検査)

第二十五条の二十一 (略)

2・3 (略)

(仲裁の開始)

第二十五条の十五 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、仲裁を行う。

一 (略)

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(仲裁)

第二十五条の十六 (略)

2 (略)

3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 (略)

(文書及び物件の提出)

第二十五条の十七 (略)

2 (略)

(立入検査)

第二十五条の十八 (略)

2・3 (略)

(削る。)

(調停又は仲裁の手續の非公開)

第二十五条の二十二 (略)

(紛争処理の手續に要する費用)

第二十五条の二十三 紛争処理の手續に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

2 (略)

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、同項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

第二十五条の二十四 (略)

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十五 (略)

(政令への委任)

第二十五条の二十六 (略)

(施工技術の確保)

第二十五条の二十七 (略)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設

第二十五条の十九 削除

(調停又は仲裁の手續の非公開)

第二十五条の二十 (略)

(紛争処理の手續に要する費用)

第二十五条の二十一 紛争処理の手續に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

2 (略)

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、前項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

第二十五条の二十二 (略)

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十三 (略)

(政令への委任)

第二十五条の二十四 (略)

(施工技術の確保)

第二十五条の二十五 (略)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものに

若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ。

4 前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(事務の区分)

第四十四条の五 前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一、四 (略)

ついでに、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ。

4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(事務の区分)

第四十四条の五 前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一、四 (略)

五 第四十条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは図書を保存しなかつた者

五 第四十条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(略)	(略)	(略)	(略)
法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第十條の三及び第十五條の七の規定により都道府県が処理することとされている事務	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	第十條の二及び第十五條の十八の規定により都道府県が処理することとされている事務



改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	税率
	税		税率
	率		率
一〇百五十三（略） 百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録	一〇百五十三（略） 百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録	一〇百五十三（略） 百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録	一〇百五十三（略） 百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録
(一) 建築士法第十条の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 建築士法第二十二条の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (三) 建築士法第二十四条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	(一) 建築士法第十条の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 建築士法第二十二条の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (三) 建築士法第二十四条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	(一) 建築士法第十条の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 建築士法第二十二条の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (三) 建築士法第二十四条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	(一) 建築士法第十条の二第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 建築士法第二十二条の二（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (三) 建築士法第二十四条第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
百五十五―百五十九（略）	百五十四―百五十八（略）	百五十四―百五十八（略）	百五十四―百五十八（略）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の機関又は 法人 一〇百五（略） （削る。） 百六〇百八（略） 百九 国土交通省	事 務 （略）	別表第一（第三十条の七関係） 提供を受ける国の機関又は 法人 一〇百五（略） 百六 削除 百七〇百九（略） 百十 国土交通省	事 務 （略）
百十 建築士法第十条の四 第一項に規定する中央指 定登録機関	建築士法による同法第十条の四第 一項に規定する一級建築士登録等事務 に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	（新設）	
百十一 建築士法第十条の 二十第一項に規定する都 道府県指定登録機関	建築士法による同法第十条の二十第 一項に規定する二級建築士等登録事 務に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	（新設）	
百十二 建築士法第二十六 条の三第一項に規定する	建築士法による同法第二十六条の三 第一項に規定する事務所登録等事務	（新設）	

指定事務所登録機関		百十三・百十四 (略)	に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		(削る。)	(略)
		百十五～百二十二 (略)	(略)
別表第三(第三十条の七関係)			
提供を受ける他の都道府県知事		事務	
一～二十五 (略)	(略)		
二十六 都道府県知事	建築士法による同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
二十七 (略)	(略)		

		百十一・百十二 (略)	
		百十三 削除	(略)
		百十四～百二十一 (略)	(略)
別表第三(第三十条の七関係)			
提供を受ける他の都道府県知事		事務	
一～二十五 (略)	(略)		
二十六 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
二十七 (略)	(略)		

改 正 案	現 行
<p>（認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例）            第四十条（略）</p> <p>2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法第二条第七項に規定する工事監理をする者をいう。）によって設計図書（同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。）のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。</p>	<p>（認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例）            第四十条（略）</p> <p>2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。）によって設計図書（同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。）のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>（違反建築物の設計者等に対する措置） 第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）<u>第二条第七項</u>に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）<u>第二条第二号</u>に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（違反建築物の設計者等に対する措置） 第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）<u>第二条第六項</u>に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）<u>第二条第二号</u>に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。</p>

十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建築士法の一部改正） 第四百三条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条の五第二項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p> <p>第二十二條の四を次のように改める。 （建築士会及び建築士会連合会） 第二十二條の四 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。</p> <p>2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（第四項及び第五項において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この項及び次項において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の</p>	<p>（建築士法の一部改正） 第四百三条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五條の三第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。</p> <p>第二十二條の二を次のように改める。 （建築士会及び建築士会連合会） 第二十二條の二 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。</p> <p>2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（第四項及び第五項において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この項及び次項において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の</p>

写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所  
の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつ  
ては国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる  
事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対し  
て、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため  
、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び  
勧告をすることができる。

第二十七条の二第一項中「目的として民法第三十四条の規定に  
より設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団  
法人」に改める。

(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第四百四条 第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人で  
あつてその名称中に建築士会又は建築士会連合会という文字を用  
いるものの定款に前条の規定による改正後の建築士法第二十二條  
の四第一項又は第二項に規定する内容の定めがない場合において  
は、この定めがあるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。  
ただし、第三百三十三條第一項及び第三項(第三号に係る部分に限  
る。)、第三百三十四條、第三百三十五條第二項(第四号に係る部分  
に限る。)、第三百三十七條、第三百三十八條第一項、第四百十二條  
(公益法人認定法第四十七條の規定を準用する部分に限る。)、  
第六十九條(内閣府設置法附則第二條第一項に一号を加える改  
正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整  
に係る部分を除く。)、並びに第二百三條の規定は、公益法人認定  
法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所  
の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつ  
ては国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる  
事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対し  
て、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため  
、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び  
勧告をすることができる。

第二十七条の二第一項中「目的として民法第三十四条の規定に  
より設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団  
法人」に改める。

(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第四百四条 第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人で  
あつてその名称中に建築士会又は建築士会連合会という文字を用  
いるものの定款に前条の規定による改正後の建築士法第二十二條  
の二第一項又は第二項に規定する内容の定めがない場合において  
は、この定めがあるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。  
ただし、第三百三十三條第一項及び第三項(第三号に係る部分に限  
る。)、第三百三十四條、第三百三十五條第二項(第四号に係る部分  
に限る。)、第三百三十七條、第三百三十八條第一項、第四百十二條  
(公益法人認定法第四十七條の規定を準用する部分に限る。)、並  
びに第六十九條(内閣府設置法附則第二條第一項に一号を加え  
る改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の  
調整に係る部分を除く。)、の規定は、公益法人認定法附則第一項  
第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。





建築士法等の一部を改正する法律案参照条文 目次

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	1
○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	23
○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	25
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	27
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	27
○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	27
○景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）	28
○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）	28
○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	29
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	29

○建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

（建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）第二条の規定による改正後）

- 第一章 総則（第一条―第三条の三）
  - 第二章 免許（第四条―第十一条）
  - 第三章 試験（第十二条―第十七条）
  - 第四章 業務（第十八条―第二十二条）
  - 第四章の二 建築士会及び建築士会連合会（第二十二條の二）
  - 第五章 建築士事務所（第二十三条―第二十七条）
  - 第五章の二 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定（第二十七条の二―第二十七条の五）
  - 第六章 建築士審査会（第二十八条―第三十四条）
  - 第七章 雑則（第三十四条の二―第三十四条の五）
  - 第八章 罰則（第三十五条―第三十八条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

### （定義）

- 第二条 この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。
- 2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。
- 3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。
- 4 この法律で「木造建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。
- 5 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。
- 6 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
- 7 この法律で「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」とは、それぞれ建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。

8 この法律で「延べ面積」、「高さ」、「軒の高さ」又は「階数」とは、それぞれ建築基準法第九十二条の規定により定められた算定方法によるものをいう。

(職責)

第二条の二 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(一級建築士でない設計又は工事監理)

第三条 左の各号に掲げる建築物(建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。)を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの
  - 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの
  - 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの
  - 四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物
- 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合には、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

(一級建築士又は二級建築士でない設計又は工事監理)

第三条の二 前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの
- 二 延べ面積が百平方メートル(木造の建築物にあつては、三百平方メートル)を超え、又は階数が三以上の建築物
- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、第一項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)を別に定めることができる。

(一級建築士、二級建築士又は木造建築士でない設計又は工事監理)

第三条の三 前条第一項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。

## 第二章 免許

### (建築士の免許)

- 第四条 一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならない。
- 2 二級建築士又は木造建築士になろうとする者は、それぞれ都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格し、その都道府県知事の免許を受けなければならない。
- 3 外国の建築士免許を受けた者で、一級建築士になろうとする者にあつては国土交通大臣が、二級建築士又は木造建築士になろうとする者にあつては都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、前二項の試験を受けないで、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を受けることができる。

### (免許の登録)

- 第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによつて行う。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を与えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証を交付する。
- 3 一級建築士の免許を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならない。

### (住所等の届出)

- 第五条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、免許証の交付の日から三十日以内に、住所その他の国土交通省令で定める事項を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、前項の国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事（都道府県の区域を異にして住所を変更したときは、変更前の住所地の都道府県知事）に届け出なければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県の区域を異にして住所を変更した二級建築士又は木造建築士は、同項の期間内に第一項の国土交通省令で定める事項を変更後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

### (名簿)

- 第六条 一級建築士名簿は国土交通省に、二級建築士名簿及び木造建築士名簿は都道府県に、これを備える。

### (絶対的欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 四 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 五 第九条第一項第四号又は第十条第一項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 六 第十条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九条第一項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

(相対的欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を与えないことができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者(前条第三号に該当する者を除く。)
- 二 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(前条第四号に該当する者を除く。)

(建築士の死亡等の届出)

第八条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 第七条第二号に該当するに至つたとき その後見人又は保佐人
- 三 第七条第三号又は第四号に該当するに至つたとき 本人

(免許の取消し)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならない。

- 一 本人から免許の取消しの申請があつたとき。
  - 二 前条の規定による届出があつたとき。
  - 三 前条の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。
  - 四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。
  - 五 第十三条の二第一項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(懲戒)

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。  
二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴かなければならない。  
4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止を命じ、又は免許を取り消そうとするときは、それぞれ中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

(都道府県知事の經由)

第十条の二 一級建築士の免許及びその取消し、登録の訂正及び抹消並びに免許証の再交付及び返納に関する国土交通大臣への書類の提出並びに第五条の二第一項及び第二項並びに第八条の二の規定による国土交通大臣への届出は、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 一級建築士の免許申請書の返却並びに免許証の交付及び再交付に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものとする。

(国土交通省令及び都道府県規則への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消、免許証の交付、再交付及び返納並びに住所等の届出に関して必要な手続は、一級建築士に係るものにあつては国土交通省令で、二級建築士又は木造建築士に係るものにあつては都道府県規則で定める。

### 第三章 試験

(試験の内容)

- 第十二条 一級建築士試験及び二級建築士試験は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。
- 2 木造建築士試験は、小規模の木造の建築物に関する設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。

(試験の施行)

- 第十三条 一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験は、毎年少なくとも一回、一級建築士試験にあつては国土交通大臣が、二級建築士試験及び木造建築士試験にあつては都道府県知事が行う。

(合格の取消し等)

- 第十三条の二 国土交通大臣は不正の手段によつて一級建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、都道府県知事は不正の手段によつて二級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又は当該受けようとした試験を受けることを禁止することができる。
- 2 第十五条の二第一項に規定する中央指定試験機関にあつては前項に規定する国土交通大臣の職権を、第十五条の十七第一項に規定する都道府県指定試験機関にあつては前項に規定する都道府県知事の職権を行うことができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けることができないものとすることができる。

(一級建築士試験の受験資格)

- 第十四条 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者
- 一の二 学校教育法による短期大学において、正規の建築又は土木に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
- 二 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者
- 三 二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者
- 四 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)

- 第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の建

- 三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- 四 建築に関して七年以上の実務の経験を有する者

(中央指定試験機関の指定)

- 第十五条の二 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定試験機関」という。）に、一級建築士試験の実施に関する事務（以下「一級建築士試験事務」という。）を行わせることができる。
- 2 中央指定試験機関の指定は、一を限り、一級建築士試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 国土交通大臣は、中央指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、中央建築士審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、中央指定試験機関に一級建築士試験事務を行わせるときは、当該一級建築士試験事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第十五条の三 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、中央指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、一級建築士試験事務の実施の方法その他の事項についての一級建築士試験事務の実施に関する計画が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の一級建築士試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 一級建築士試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて一級建築士試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 国土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、中央指定試験機関の指定をしてはならない。
  - 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
  - 二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 三 第十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
  - 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
    - イ 第二号に該当する者
    - ロ 第十五条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

- 第十五条の四 国土交通大臣は、中央指定試験機関の指定をしたときは、中央指定試験機関の名称及び住所、一級建築士試験事務を行う事務所の所在地並びに一級建築士試験事務の開始の日を公示しなければならない。
- 2 中央指定試験機関は、その名称若しくは住所又は一級建築士試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。



3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十五条の五 中央指定試験機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、中央指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十五条の八第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は一級建築士試験事務に関し著しく不適當な行為をしたときは、中央指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第十五条の六 中央指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を試験委員に行わせなければならない。

2 前項の試験委員は、建築士のうちから選任しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、選任することができる。ただし、その数は、試験委員の半数を超えてはならない。

3 中央指定試験機関は、第一項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十五条の七 中央指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、一級建築士試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の試験委員は、試験の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

3 一級建築士試験事務に従事する中央指定試験機関の役員及び職員（前条第一項の試験委員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第十五条の八 中央指定試験機関は、国土交通省令で定める一級建築士試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が一級建築士試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、中央指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

3 第十五条の二第三項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の規定により認可又は命令をする場合に準用する。

(事業計画等)

第十五条の九 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

する。

2 中央指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十五条の十 中央指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、一級建築士試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十五条の十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第十五条の十二 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央指定試験機関に対し、一級建築士試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、中央指定試験機関の事務所に立ち入り、一級建築士試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(一級建築士試験事務の休廃止)

第十五条の十三 中央指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、一級建築士試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十五条の十四 国土交通大臣は、中央指定試験機関が第十五条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、中央指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十五条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十五条の四第二項、第十五条の六第一項から第三項まで、第十五条の九、第十五条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第十五条の五第二項(第十五条の六第四項において準用する場合を含む。)、第十五条の八第二項又は第十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

- 四 第十五条の八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで一級建築士試験事務を行ったとき。
- 五 不正な手段により指定を受けたとき。
- 三 第十五条の二第三項の規定は、国土交通大臣が前項の規定による処分をする場合に準用する。
- 四 国土交通大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験の実施)

- 第十五条の十五 国土交通大臣は、中央指定試験機関が第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により中央指定試験機関に対し一級建築士試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央指定試験機関が天災その他の事由により一級建築士試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第十五条の二第四項の規定にかかわらず、一級建築士試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 二 国土交通大臣は、前項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる一級建築士試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。
  - 三 国土交通大臣が、第一項の規定により一級建築士試験事務を行うこととし、第十五条の十三第一項の規定により一級建築士試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における一級建築士試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(中央指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第十五条の十六 中央指定試験機関が行う一級建築士試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(都道府県指定試験機関)

- 第十五条の十七 都道府県知事は、その指定する者(以下「都道府県指定試験機関」という。)に、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行わせることができる。
- 二 都道府県指定試験機関の指定は、都道府県ごとに一を限り、二級建築士等試験事務を行おうとする者の申請により行う。
  - 三 都道府県知事は、都道府県指定試験機関の指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県建築士審査会の意見を聴かなければならない。
  - 四 都道府県知事は、都道府県指定試験機関に二級建築士等試験事務を行わせるときは、当該二級建築士等試験事務を行わないものとする。
  - 五 第十五条の三から前条までの規定は、都道府県指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「一級建築士試験事務」とあるのは「二級建築士等試験事務」と、第十五条の三中「前条第二項」とあるのは「第十五条の十七第二項」と、第十五条の五第二項中「命令」とあるのは「命令、規則」と、第十五条の八第三項及び第十五条の第十四第三項中「第十五条の二第三項」とあるのは「第十五条の十七第三項」と、第十五条の十五第一項中「第十五条の二第四項」とあるのは「第十五条の十七第四項」と読み替えるものとする。

(受験の申込み)

第十五条の十八 一級建築士試験（中央指定試験機関が行うものを除く。）の受験の申込みは、国土交通省令で定めるところにより、住所地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(受験手数料)

第十六条 一級建築士試験を受けようとする者は国（中央指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、中央指定試験機関）に、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により中央指定試験機関に納められた手数料は、中央指定試験機関の収入とする。

3 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料を徴収する場合においては、第十五条の十七の規定により都道府県指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該都道府県指定試験機関に納めさせ、その収入とすることができる。

(国土交通省令及び都道府県規則への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、一級建築士試験の科目、受験手続その他一級建築士試験に関して必要な事項並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の基準は、国土交通省令で定める。

2 この章に規定するもののほか、二級建築士試験及び木造建築士試験の科目、受験手続その他二級建築士試験及び木造建築士試験に関して必要な事項は、都道府県規則で定める。

#### 第四章 業務

(設計及び工事監理)

第十八条 建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。

2 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

(設計の変更)

第十九条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、他の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士、二級建築士又は木造建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾を求められない事由があるとき、又は承諾が得られなかつたときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。

(業務に必要な表示行為)

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士たる表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

3 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

4 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより報告することができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

5 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備(建築基準法第二条第三号に規定するものをいう。以下同じ。)に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、第一項の規定による設計図書又は第三項の規定による報告書(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)において、その旨を明らかにしなければならない。

(その他の業務)

第二十一条 建築士は、設計及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務(木造建築士にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。)を行うことができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(非建築士等に対する名義貸しの禁止)

第二十一条の二 建築士は、次の各号のいずれかに該当する者に自己の名義を利用させてはならない。

- 一 第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三条の二第一項(同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三条の三第一項(同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第八号において同じ。)又は第三十四条の二の規定に違反する者
- 二 第三条の二第三項(第三条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。 )の規定に基づく条例の規定に違反する者

(違反行為の指示等の禁止)

第二十一条の三 建築士は、建築基準法の定める建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他のこの法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第二十一条の四 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(知識及び技能の維持向上)

第二十二条 建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

#### 第四章の二 建築士会及び建築士会連合会

(建築士会及び建築士会連合会)

第二十二条の二 建築士は、都道府県の区域ごとに、建築士会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 建築士会は、全国を単位として、建築士会を会員とする建築士会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

3 建築士会及び建築士会連合会は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

#### 第五章 建築士事務所

(登録)

第二十三条 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

3 第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書をもつて、その建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 建築士事務所の名称及び所在地

- 二 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 三 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）の氏名
- 四 建築士事務所を管理する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

#### （登録の実施）

- 第二十三条の三 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条各号に掲げる事項及び登録年月日、登録番号その他国土交通省令で定める事項を一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

#### （登録の拒否）

- 第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。
  - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 第七条第二号から第五号までのいずれかに該当する者
  - 三 第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して五年を経過しないもの）
  - 四 第二十六条第二項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
  - 五 営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - 六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者のあるもの
  - 七 建築士事務所について第二十四条第一項に規定する要件を欠く者
- 2 都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を拒否することができる。
  - 一 第八条各号のいずれかに該当する者
  - 二 営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前号に該当するもの
  - 三 法人でその役員のうちに第一号に該当する者のあるもの
- 3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

#### （変更の届出）

第二十三条の五 第二十三条の三第一項の規定により建築士事務所について登録を受けた者（以下「建築士事務所の開設者」という。）は、第二十三条の二第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十三条の三第一項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

（設計等の業務に関する報告書）

第二十三条の六 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該事業年度における当該建築士事務所の実績の概要

二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名

三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（廃業等の届出）

第二十三条の七 建築士事務所の開設者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日（第二号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 その登録に係る建築士事務所の業務を廃止したとき 建築士事務所の開設者であつた者

二 死亡したとき その相続人

三 破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

四 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であつた者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき その清算人

（登録の抹消）

第二十三条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 第二十三条第一項の登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。

三 第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

2 第二十三条の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

（登録簿等の閲覧）

第二十三条の九 都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。



- 一 登録簿
- 二 第二十三条の六の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの

(無登録業務の禁止)

- 第二十三条の十 建築士は、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行つてはならない。
- 2 何人も、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けず、建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行つてはならない。

(建築士事務所の管理)

- 第二十四条 建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない。
- 2 前項の建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

(名義貸しの禁止)

- 第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、自己の名義をもつて、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。

(帳簿の備付け等及び図書の保存)

- 第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、その建築士事務所業務に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(標識の掲示)

- 第二十四条の四 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

(書類の閲覧)

- 第二十四条の五 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 一 当該建築士事務所の実績を記載した書類

- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類
- 三 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類
- 四 その他建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

(書面の交付)

第二十四条の六 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

- 一 設計又は工事監理の種類及び内容
- 二 設計又は工事監理の実施の期間及び方法
- 三 報酬の額及び支払の時期
- 四 契約の解除に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 第二十条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「建築士事務所」の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。

(業務の報酬)

第二十五条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができる。

(監督処分)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

- 一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。
  - 二 第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号（同号に規定する未成年者でその法定代理人が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）第六号（法人でその役員のうちに同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）又は第七号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - 三 第二十三条の七の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。
- 一 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - 二 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二から第二十四条の六までの規定のいずれかに違反したとき。
- 四 建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定による処分を受けたとき。
- 五 建築士事務所に属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行つた行為を理由として、第十条第一項の規定による処分を受けたとき。
- 六 建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士が、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 七 建築士事務所に属する二級建築士又は木造建築士が、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 八 建築士事務所に属する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業務として、第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。
- 九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分違反したとき。
- 十 前各号に掲げるもののほか、建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき。
- 三 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 四 第十条第三項、第四項及び第六項の規定は都道府県知事が第一項若しくは第二項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は同項の規定により建築士事務所の閉鎖を命ずる場合について、同条第五項の規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定による処分をした場合について、それぞれ準用する。

(報告及び検査)

- 第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは建築士事務所を管理する建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させることができる。
- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国土交通省令への委任)

第二十七条 この章に規定するもののほか、建築士事務所の登録に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。

第五章の二 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定

(指定法人)

第二十七条の二 国土交通大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として民法

第三十四条の規定により設立された法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 建築士事務所の業務に関し、契約の内容の適正化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務

二 建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理

三 建築士事務所の開設者に対する研修

四 その他指定法人の目的を達成するために必要な業務

#### （改善命令）

第二十七条の三 国土交通大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### （指定の取消し）

第二十七条の四 国土交通大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

#### （報告及び立入検査）

第二十七条の五 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第六章 建築士審査会

#### （建築士審査会）

第二十八条 一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務（中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。）をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるため、国土交通省に中央建築士審査会を、都道府県に都道府県建築士審査会を置く。

#### （建築士審査会の組織）

第二十九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以内をもつて組織する。

2 中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務を行う場合を除き、試験の問題の作成及び

採点を行わせるため、一級建築士試験にあつては中央建築士審査会に、二級建築士試験又は木造建築士試験にあつては都道府県建築士審査会に、それぞれ試験委員を置く。

3 委員及び前項の試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県建築士審査会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数を超えてはならない。

(委員の任期)

第三十条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 前条第二項の試験委員は、その者の任命に係る試験の問題の作成及び採点が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第三十一条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

第三十二条 削除

(不正行為の禁止)

第三十三条 委員又は第二十九条第二項の試験委員は、その事務の施行に当たつて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(政令への委任)

第三十四条 この章に規定するものの外、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会に関して必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(名称の使用禁止)

第三十四条の二 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

3 木造建築士は、一級建築士若しくは二級建築士又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

(権限の委任)

第三十四条の三 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(事務の区分)

第三十四条の四 第十条の二及び第十五条の十八の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第三十四条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第八章 罰則

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けないで、それぞれその業務を行う目的で一級建築士、二級建築士又は木造建築士の名称を用いた者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けた者
- 三 第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。)、第三条の二第二項(同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。)、若しくは第三条の三第一項(同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。)、第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき条例の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をした者
- 四 第十条第一項の規定による業務停止命令に違反した者
- 五 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者
- 六 第二十一条の二の規定に違反した者
- 七 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者
- 八 第二十三条の十第一項又は第二項の規定に違反した者
- 九 第二十四条第一項の規定に違反した者
- 十 第二十四条の二の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませた者
- 十一 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者
- 十二 第三十三条の規定に違反して、事前に試験問題を漏らし、又は不正の採点をした者

第三十五条の二 第十五条の七第一項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)、第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者又は第十五条の七第二項(第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)、第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して事前に試験問題を漏らし、若しくは不正の採点をした者は、一

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条の三 第十五条の十四第二項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を出した者
- 三 第二十四条の三第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 四 第二十四条の三第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつた者
- 五 第二十四条の四の規定に違反して、標識を掲げなかつた者
- 六 第二十四条の五の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させた者
- 七 第二十四条の六第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者
- 八 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 九 第三十四条の二の規定に違反した者（第三十五条第一号に該当する者を除く。）

第三十六条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の十（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第十五条の十二第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条の十二第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 第十五条の十三第一項（第十五条の十七第五項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで、一級建築士試験事務又は二級建築士等試験事務の全部を廃止したとき。

第三十六条の三 第二十七条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十五条（第十二号を除く。）又は第三十六条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 第八条の二又は第二十三条の七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 （略）
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四～三十三 （略）

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の四 （略）

2 （略）

3 前項の規定に違反した工事は、することができない。

（構造耐力）

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大



臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。  
ロ 前号に定める基準に適合すること。

三・四 (略)

(居室の採光及び換気)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。

4 (略)

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一・二 (略)

三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

(電気設備)

第三十二条 建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によつて設けなければならない。

(避雷設備)

第三十三条 高さ二十メートルをこえる建築物には、有効に避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

(昇降機)

第三十四条 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

2 高さ三十一メートルをこえる建築物(政令で定めるものを除く。)には、非常用の昇降機を設けなければならない。

(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)

第三十五条 別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートル

ルをこえる建築物については、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び進入口並びに敷地内の避難上及び消火上必要な通路は、政令で定める技術的基準に従つて、避難上及び消火上支障がないようにしなければならない。

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

第三十六条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

#### ○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの  
二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

2 3 6 (略)

(現場代理人の選任等に関する通知)

第十九条の二 (略)

2 注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法（第四項において「監督員に関する事項」という。）を、書面により請負人に通知しなければならない。

3 4 (略)

(一括下請負の禁止)

第二十二条 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(あつせん又は調停の開始)

第二十五条の十一 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。

- 一 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき。
- 二 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基き、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。

(紛争処理の手續に要する費用)

第二十五条の二十一 (略)

- 2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。
- 3 (略)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 建設業者は、その請け負つた建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

3 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

4 国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関する建設工事については、前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならぬ。

(帳簿の備付け等)

第四十条の三 建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを

記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人		事務
一～百五（略）		
百六 削除		
百七～百九（略）		
百十 国土交通省	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
百十一・百十二（略）		
百十三 削除		
百十四～百二十一（略）		
別表第二（第三十条の七関係）		
提供を受ける他の都道府県知事		事務
一～二十五（略）		
二十六 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七（略）		

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）

（認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例）

第四十条（略）

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標章を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等での新築の工事が国土交通

省令で定めるところにより建築士である工事監理者（建築士法第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。）によって設計図書（同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。）のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

○景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

（違反建築物に対する措置）

第六十四条 市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）  
、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替  
、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

255（略）

（違反建築物の設計者等に対する措置）

第六十五条 市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物  
の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第六項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは  
は工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅  
地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の  
氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定め  
るところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關  
する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（建築士法の一部改正）

第四百三条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により  
設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第二十二条の二を次のように改める。

（建築士会及び建築士会連合会）

第二十二條の二 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人（第四項及び第五項において「建築士会」という。）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 前二項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

4 建築士会及び第二項に規定する一般社団法人（以下この項及び次項において「建築士会連合会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、建築士会にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、建築士会連合会にあつては国土交通大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第二十七條の二第一項中「目的として民法第三十四條の規定により設立された法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（建築士法の一部改正に伴う経過措置）

第四百四條 第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人であつてその名称中に建築士会又は建築士会連合会という文字を用いるもの定款に前條の規定による改正後の建築士法第二十二條の二第一項又は第二項に規定する内容の定めがない場合においては、この定めがあるものとみなす。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（法人の能力）

第三十四條 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定款の作成）

第五百七十五條 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 （略）

